

まず、小渕大臣に伺います。この最終報告の最初には「公文書の意義」ということで記載があります。公文書というのは「未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要な不可欠な国民の貴重な共有財産である。」というふうに書かれているとともに、「公文書は「知恵の宝庫」であり、国民の知的資源でもある。」というふうに書かれています。

政府として、この最終報告に書かれている記載と同じような認識を持つておられるかどうか、伺います。

○小渕国務大臣 国の活動や歴史的な事実の正確な記録である公文書は、民主主義の根幹を支える基本的なインフラであります。過去、歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産であると認識しております。そして、これを適切に管理し、後世に伝えていくことは国的重要性であると考えております。

そのため、今般、統一的な文書管理のライフサイクルを通じた管理ルールや、歴史公文書等の保存及び利用のルール等について定める本法案を提出させていただいたところであります。

○西村(智)委員 貴重な共有財産だというふうにおっしゃっていましたし、説明責任も果たされたべきだというお言葉をいただきました。

そういたしますと、やはり法案の中では、いわゆる国民の知る権利についての保障がきちんとされるべきだったのではないかと思います。説明責任の裏返しは、これは国民の知る権利というものがあるというふうに考えますし、民主党の考え方としては、やはり、公文書は国民共有の財産であるということと同時に、国民主権、そしてまた知る権利を保障することを明記すべきだというふうに考えておりますけれども、この点についてはなぜ盛り込まれなかつたのでしょうか。

○小渕国務大臣 いわゆる知る権利につきましては、その内容や憲法上の位置づけについて学術上さまざまな理解の仕方があり、また、請求権的な

権利としての知る権利は最高裁判所の判例において認知されるに至っていないとのことであります。そのため、本法案におきましては、あえてそのような文言を使わず、情報公開法と同様に、「国民主権の理念にのっとり、」や「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」という文言を用いているところであります。

○西村(智)委員 それではやはり明確になつていないと私は思うんですね。ここは意見がなかなかかみ合わないところだというふうに思いますが、私たちとしてはやはり、知る権利というの明記できるし、明記すべきだというふうに考えておりまます。そこは主張として申し上げます。

次に、有識者会議の四ページに、いわゆる行政文書の定義について記載があります。ここからは行政文書の定義に関する質問なんですけれども、公文書管理に当たっては、ここは極めて重要なポイントの一つであると考えております。その行政文書の定義について、最終報告の中では、「経緯も含めた意思形成過程や事務・事業の実績を合理的に記付けることができる」よう文書を作成、保存しなさい、こういう方向性が書かれておりますけれども、この点について、公文書管理条例の中ではこの意思形成過程についてどのように示されているのでしょうか。

○増原副大臣 お答え申し上げます。御指摘の有識者会議の最終報告における文書作成の方向性であります、我々としましては、それを踏まえて第四条に、意思決定についてどのように示され作成することを法律上義務づけるということにしております。

その具体的な範囲につきましては、有識者で構成する、新たに設けます公文書管理委員会の御意見を伺いながら政令で定めることを予定しております。まして、今後、本国会での審議あるいは最終報告の提言に沿つて検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

○西村(智)委員 この公文書管理条例法案の中でも極めて重要なポイントだと思われる行政文書の定義、それは事細かく書くことは難しいのかもしれませんけれども、最低限の基準なりを示して、法定化した上で法案審議に付することは必要なではないかというふうに考えております。ですか

ら、政令に任せるという空手形ではとても、なかなか納得できないということは申し上げておきます。行政文書の作成についてでありますけれども、私もよく、行政文書の作成、作成と、言葉を聞いていますと、とかく行政機関の中だけでつくられる文書についてのみが対象範囲として頭の中に浮かぶんですけど、本来、行政文書というのはもっと広い定義なのではないか。つまり、今政府がいろいろな意思形成を行う過程において、行政機関などが民間の例えはリサーチ会社などに委託事業を行っているケースはかなり多くあると思うんです。

ただ、その報告の中では、調査のもとにデータが示されていかつたりいたしまして、結局、そのことによって、意思形成にかかるトラブルといいますか、そういうものが少なくないというふうに考えているんですけど、意思形成過程にかかる委託調査によるデータは極めて重要なものだと思いますけれども、作成だけではなくていわゆる取得、この取得義務に関してはどういうふうにお考えでしようか。

○増原副大臣 御指摘の点につきましては、委託元である各省庁が、委託事業の成果物の活用や適正な事業執行が行われたかどうかを確認するためなどの必要性を的確に判断して文書等を取得する方が適當であると考へております。

このため、政令等の文書管理条例ルール上の委託事業に係るものとデータの取り扱いにつきましては、これはそれぞれ、昨年の予算委員会でもありまし

たように、道路関係でBバイCについての委託の分がありました。かなり膨大なデータとなつておますが、あるいは、そうでない、簡易なデータもあるんだろうと思います。

それから、先ほどの公文書の件ですが、私も、大蔵省にいましたときに財政演説の草稿をつくった立場であります。案件それぞれ、最終的にはそこでは財政演説が公文書になるわけでありますけれども、その前に、まず、私は企画官であったのですが、係長クラスから、バーツをそれぞれ割り振つて、出させます。それを私が全部まとめてたたき台をつくる。それが課長のところに行つて赤字がたくさん入る。局長のところに行つて入る。さらには、あのときは渡辺美智雄大蔵大臣でしたが、大変な赤字が入りました。

だから、それをもつて意思決定の過程で、どこまでを公文書とするかというのは、かなり難しい問題であると思っております。

○西村(智)委員 難しい問題であるということは承知の上です。有識者会議の報告はもう既に出ているんですよ。有識者会議の最終報告を踏まえてこれからその取得データについては検討するといふのは、どういうことですか。

今すぐここで、取得データについても、これは取得義務がある、行政文書の範囲に含めるというふうに副大臣がおっしゃつてくださいれば、それは入るんですよ。どうですか。答えてください。

○増原副大臣 委託事業につきましては、委託すれば、そのデータは全部委託をした者の、要は行政庁のものになると思います。そのうちどこまでを公文書という形にしていくかという議論ではないでしょうか。そのところはケース・バイ・ケースによつていろいろあるのではないかという

ことから、公文書管理条例委員会の意見も伺つて決め

ていきたい、こういうことがあります。

○西村(智)委員 有識者会議の意見というのにはこの最終報告に尽きているんですよ。

その有識者会議の最終報告の中では「縦縦も含めた意思形成過程や事務・事業の実績を合理的に跡付けることができる文書が作成・保存されるようになります。」というふうに書いてあるんですよ。だから、そうすべきなんです。ですから、委託データ、調査結果のもとデータなども、これは取得義務を課すべきだというふうに強く主張したいと思います。

先ほどの長い答弁でちょっと時間が限られてきましたので、先に進みます。

その行政文書の定義でありますけれども、行政情報公開法と同一の定義であるということで説明を受けました。行政文書の定義では、「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」というふうにされておりますけれども、「組織的に用いる」というのはどういう意味でしょうか。

何か、政府の説明を聞いていても極めてありますので、私は、個人的なメモであっても、範囲に加えるべきで例えば二人以上で回覧したもの、閲覧したもので

○増原副大臣 個人的なメモの件でございますけれども、委員が言られている個人的なメモということのはどういうケースを言われているのかということがあります。外交上の交渉の話なのか、各省折衝の話なのか、あるいは、ある国会議員から調査依頼が来たときにメモった話なのか、これはいろいろケースがあると思いますよ、先ほどの委託事業と同じでして。

それを、一体どこまで含めるようにすべきか。

これは、意思形成にかかわってくる、そしてそれが組織的に使われるというものであれば、個人的なメモも行政文書に該当することは当然あります。そのように考えております。

○西村(智)委員 私の考えですと、先ほど大臣

がおっしゃられた三つとも、すべて組織共用文書に含まれることになると思います。

民主党は、この点についても、個人的なメモでありますけれども、ここについては、今後の審議の過程でもまた明らかにしていきたいというふうに考へています。

次に、最終報告の五ページ、六ページ、文書ファイルの点について伺いたいと思います。

五ページのところになりますが、「一連の業務プロセスに係る文書が、その個々のプロセスごとに別のファイルに編集され、異なる保存期間で保存されるため、後から一連の業務プロセスの全体像を把握することが困難な場合がある。」というふうに書いてあります。つまり、一つのファイルの中に、いわゆる決裁文書と意思形成過程に係る文書が一緒に保存されている。恐らくそれは、決裁文書と意思形成過程の文書ですから、保存期間が異なるということになると、一冊のファイルの中に異なる保存期間のものが含まれるということになります。つまり、一つのファイルの保存期間は三十年といふことになります。

○増原副大臣 基本的には、有識者会議と同じよう

うな認識を持つております。

本法案につきましては第五条の方で、統一的な保存期間基準を定めた政令を策定することにいたしております。また、その有識者会議の最終報告において、私も、法案を読んだときにはあれつと思つたんです。正直申し上げまして、思いました。それで、これはこうしたことなんですか。例えば、審議会の答申が出来ました、こういうものは十年で三十一年と保存期間が定められております。これ

にかかるべきか。

これは、意思形成にかかわてくる、そしてそれ

が組織的に使われるというものであれば、個人的

なメモも行政文書に該当することは当然あります。

○西村(智)委員 そこは非常に大きな問題だと思います。

プロセスに係る文書が、その個々のプロセスごとに別のファイルに編集され、異なる保存期間で保存されるため、後から一連の業務プロセスの全体像を把握することが困難な場合がある。」というふうに書いてあります。つまり、一つのファイルの

中に、いわゆる決裁文書と意思形成過程に係る文書が一緒に保存されている。恐らくそれは、決裁文書と意思形成過程の文書ですから、保存期間が異なるということになると、一冊のファイルの中に異なる保存期間のものが含まれるということになります。つまり、一つのファイルの保存期間は三十年といふことになります。

○増原副大臣 どうですか。これは矛盾しますよね。そういうたしますと、先ほど私が読み上げた有識者会議の指摘の点どいうのは解消されないのではないかと思うんです。有識者会議の最終報告に忠実にこの法案をつくるのであるとすれば、この括弧書きの中は削除しなければならないというふうに書かれております。これについては、政府はどういうふうに認識しておられますか。有識者会議と同じ課題があるというふうに考えておられますか。

○増原副大臣 基本的には、有識者会議と同じよう

うな認識を持つております。

本法案につきましては第五条の方で、統一的な保存期間基準を定めた政令を策定することにいたしております。また、その有識者会議の最終報告において、私も、法案を読んだときにはあれつと思つたんです。正直申し上げまして、思いました。それで、これはこうしたことなんですか。例えば、審議会の答申が出来ました、こういうものは十年で三十一年と保存期間が定められております。これ

にかかるべきか。

これは、意思形成にかかわてくる、そしてそれ

が組織的に使われるというものであれば、個人的

なメモも行政文書に該当することは当然あります。

○西村(智)委員 そこは非常に大きな問題だと思います。

体を二十年として保存期間にする、こういう趣旨であります。「単独で管理することが適当である

と認める行政文書を除き、」というふうになつておられますので、この括弧書きのところは、そういう意味をより強調している、こういうことでござります。

○西村(智)委員 それでしたら、国民にきちんと説明責任を果たすということにはならないのではありませんか。保存期間の異なるものが一つのファイルの中にあつて、十年のものと三十年のものがあつたら、そのファイルの保存期間は三十年といふことになるんですか。(増原副大臣) そうです

と呼ぶ) その間は利用できないということですか。ほかの文書については利用できないということですか。(増原副大臣) それはどういう意味ですか

と呼ぶ) 閲覧できないのかという意味ですか

○増原副大臣 保存期限でありますから、破棄しないといふことなんですね。閲覧できるかどうかというのではなく別のこととして、破棄しないといふことになります。従来は十年で破棄していたものを、これは意思決定の全体の一覧性を確保するために三十年にしておりますということです。破棄しないということであつて、保存期限で破棄するためには三十年にしてありますといふことです。しかし、その点はちょっと御趣旨とは違うのかなと思います。

○西村(智)委員 それでしたら、次の点について伺います。

行政文書ファイルの管理簿についてでありますけれども、情報公開で情報公開請求をする場合に、ファイル管理簿の上で文書の名前のつけ方が極めてずさんであるために、これが役に立たないという指摘を受けておると思います。私たちでも、ヒアリングをする中でそういうお話を承りました。

○西村(智)委員 ファイルの名前と管理簿上の名前を一致させておかなければ全く役に立たないというふうに考えておりませんけれども、今後そういう問題が発生しないために、具体的に内閣府ではどういう対応を考えておられるのか、具体的な対応策をお答え

ください。

○増原副大臣 御指摘のようないろいろな問題につきまして我々も重々承知をいたしております。

したがいまして、今のような御指摘を踏まえまして、新たな公文書管理法のもとでは、国民へのわかりやすさを意識したファイル名の設定など、行政文書ファイル管理簿の記載方法につきまして、先ほど申し上げておりますが、委員会の審議、調査も経ましてマニュアル等で定めてまいりたい、そのように考えております。国民によりわかりやすく、アクセスしやすいような形にしてまいりたい、そのように考えております。

○西村(智)委員 またここから先も検討なんですね。具体的な問題がわかつておられるのに、また有識者会議の最終報告などを受けて検討ということで、とても、政府の国民に対する説明責任を果たそうという姿勢が欠けているのではないかとうふうに指摘をさせていただきたいと思います。

○増原副大臣 西村委員、それは違うんじゃないでしょうか。今現在そういう問題がある。したがつて、このたび新たな法律をつくつて、きちっとしたものをつけついこうということでありますから、ちょっとそれは委員の御指摘とは違いますよ。

やはり、國民から見てわかりやすく、どのよう持っていくかということですから、私が答弁申し上げたのは、國民の期待にこたえていないという御指摘は、ちょっとそれは私はいただけないと思いました。

○西村(智)委員 先ほど来、今後検討しますといふ御答弁が非常に多いわけですよ、行政文書の定義についても。しかし、本来、有識者会議の最終報告がここまで出ていて、しかも法律案を出されているわけですから、できる限りこの法案の中で法定化をして、本当にこれで政府は説明責任を果たすんだという姿勢をもつと強く打ち出すべきであるというふうに私は考えているんです。ですか、そういう点から先ほどのことは申し上げまし

た。これは副大臣にも御理解をいただきたいと思います。

次に、最終報告の九ページと十ページ目、移管・廃棄基準の具体化・明確化を図り、移管基準に適合するものについては、原則移管するとともに、公文書管理担当機関の判断を優先する仕組みを確立する」というふうに記載をされていま

す。

この点について、政府の認識はいかがでしようか。

○増原副大臣 本法案につきましては、歴史資料として重要な公文書はすべて移管する、第五条五項及び第八条一項、これを明確に規定いたしております。

また、確実な移管、廃棄の措置を担保するために、あらかじめ移管または廃棄の措置の設定を行います。これは五条第五項です。

当該措置につきまして行政文書ファイル管理簿に記載され、これは第七条であります、定期的に内閣総理大臣への報告が行われるとともに、公表も行います、第九条。さらには、改正行政機関情報公開法第二十二条一項となつております。

さらに、この報告等によつて移管、廃棄の設定に問題があると考えられる場合には、内閣総理大臣が実地調査や勧告を行い、改善を行つていく、第九条三項、第三十一条となつております。

これらの措置により、公文書管理担当機関の判断に沿つた適正な移管、廃棄の措置が講じられるもの、そのように考えております。

○西村(智)委員 要約いたしますと、つまり政府案では、行政機関の長が政令で定めるところによつて移管をして、それ以外のものは廃棄する、

らいたしましても、公文書担当機関、これは、担当大臣ないしは内閣府などに置いた場合は内閣総理大臣となることになるんだと思いますが、公文書管理担当機関がチェックする仕組みにすべきではないか。

私たち民主党の考えでは、当面、公文書管理については政治的なリーダーシップが必要だと考えますので、内閣総理大臣に移管、廃棄の最終責任を負つてもらうというふうに考えているんですけど、政府案ではそのようなことは検討されなかつたんでしょうか。なぜ公文書管理担当機関がチェックする仕組みにしなかつたんでしようか。

○増原副大臣 委員御指摘の公文書管理機関といふのは、内閣府も入れば公文書館も入ればあるいは公文書管理委員会も入ります。ある意味では、関係省庁も全部入ります。政令できちつとルールを定めれば、これは各省庁といふことではなくて、政府全体といふ形になつてしまります。

毎年それをチェックしていく規定をこのたび入れております、先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣への定期的な報告、さらにそれを受けた、もちろんそれも公表いたしますが、さらに実地調査や勧告、これを行うことにいたしておりますので、実質的にそれは担保できるというふうに考えたものであります。

○西村(智)委員 今のは大変苦しい答弁だったと思いますね。公文書管理担当機関というのが政府全体という説明は、今初めて私伺いました。公文書管理担当機関のあり方については、有識者会議の中でもこれといった結論は実は出でていません。私たちもいろいろ考えました。公文書管理庁といふ独立した庁を置くか、それとも内閣府の中にいるかなど、そのように考えております。

国際的には、既に、利用制限は原則として三十年を超えないといふいわゆるマドリッド原則があるんですけれども、これをきちんと記載して、この移管後の利用促進というものを図るべきではないかというふうに考えます。この三十年原則を定化することについての是非、法定化されておりませんけれども、法定化すべきであると私は考えておりますが、この点についての意見を伺います。

○増原副大臣 西村委員の御質問は二つあつたと

思います。一点は、要は、移管後の利用について、一般国民含め、海外も含めて、より強力に推進すべきではないかということ、マドリッド原則で

いるわけであつて、だからこそ有識者会議は公文書管理担当機関がきちんとチェックする仕組みにしなさいよということを言つていたはずなんですよ。

すか、その三十年ルールというのをどのように考えておるか、日本もすべきではないか。二点あつたと思います。

一点目につきましては、利用者にとつては行政手続法の関係規定が適用されるわけありますので、利用制限に関する不服申し立て、取り消し訴訟といったような手当ても既に用意してございまして、デジタルアーカイブズが非常に重要な位置づけております。

それから、海外の場合になりますと、どうしてはしっかりとこれからもやつていただきたいというふうに考えております。これは法の第二十三条规定に位置づけております。

国際ルールの三十年ということでありますが、先生御指摘の部分は、ICAのマドリッド大会、一九六八年の部分だと思いますが、文書閲覧開始まで三十年を超えないものとすべきであるとの勧告が出されることは私どもも承知しておりますが、三十年たつたら一律に全面公開するということは、それは必ずしも、実務的なケース、いろいろな各国のケースを見ても、そのようになつているわけではございません。

本法においては時の経過を踏まえる規定を置いておりまして、これによつてこれからさらに積極的な公開を行つていきたい、そのように考えております。

ちなみに、ICAであります、これは、いわゆる国際機関といつよりも、国際公文書館会議ですね。ですから、国連のもとにある国際機関といふわけではありませんで、また、各国によつてもその取り扱いはいろいろあるということを申し上げておきたいと思います。

○西村(智)委員 戦後の外交史を知る上で、私たち日本人が、日本で公開される日本の行政文書によって知るのではなく、アメリカで公開されるアメリカの行政文書によつて知ることができるのはなぜかといえば、やはりここが違ひなんだと思うんです。つまり、三十年原則というのをきちんと踏まえて、アメリカは、年月がたつたからという

ことで公開をする。しかし、日本は相も変わらず、やれいろいろな障害があるとかなんとか理由をつけて、なかなかそういうふた分野での情報というのは公開されていかないんですね。

ですから、このままいけば、やはり政治的な意思といいますか、今回、公文書管理法ができるんだけれども、このままに進んで、本当に強い意思がないと、この点はやはり前に進んでいかないんだと思うんですよ。

ですから、ここは私としては強く主張したいと思います。ぜひ、この三十年原則を踏まえて、より適切な公文書の管理と情報公開はやるべきだと思っています。ぜひ、この三十年原則を踏まえて、よも、その点を主張させていただきます。

次に、同じく移管後の利用について、第十六条の関係で伺いたいと思います。

法案の第十六条では、「特定歴史公文書等」、つまり、行政文書の中から歴史公文書が選択をされたり、その中から国立公文書館に移管されたものが特定歴史公文書等ということになるわけですが、どちら、その特定歴史公文書等の利用権について記載をされている。私は、「これを利用させなければならぬ」という十六条の書きぶりは非常に評価をいたしております。

ちなみに、ただ、この一のハと二のところなんですけれども、政府案では、「公にすることにより」「ちょっと省略をいたしますけれども、「おそれがある」と当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めたことにつき相当の理由がある情報」はそこから除くことができるというふうに書かれているわけですね。

一方では利用原則、やはり国民に対する説明責任を果たさなければならないというふうに考え、利用原則といふものを掲げていながら、一方で、そういうおそれがあるというふうに当該の行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は利用できませんよというのは、ある種これは非

常にきつい利用制限なのではないかというふうに考えるんですけれども、ここどころは改めるべきではないか。

つまり、行政機関の長がおそれがあるかどうかということを判断するという、その判断の主体は削除すべきではないかというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○増原副大臣 要は、その「相当の理由」に全部尽きるんだろうと私は思つておりますが、外交文書あるいはいろいろなジャンルの文書によつていろいろ違ひは出てくるんだろうと思ひますけれども、その点を主張させていただきます。

そして、先ほどもいろいろありましたけれども、要は、有識者会議の報告でも、合理的な理由とか、ある意味ではそういう一般論、抽象論がついていくかということではないかと思つております。

特に、外交とか犯罪とか、将来予測等の専門的、技術的な判断、こういったものが必要になつてくるということになりますと、やはり現在の情報公開法と同様に、これらに知見のある行政機関の長の第一義的な判断を重視するという規定ぶりとしたところであります。

○西村(智)委員 おそれがあるものはあるでしょ。それは私も認めます。例えば警察あるいは外務省の情報、防衛省の情報、出せないものもあると思います。

しかし、それを判断する主体がなぜその当該の行政機関の長なのか。別の主体が判断してもいいと思います。

行政機関の長なのが、当然のこと、担当の行政機関から意見は聴取はしますよ。意見は聴取しつつ、だけれども、判断を主体的に行うのは、その私は思うんですね。当然のこと、担当の行政機関は、公文書管理委員会というものの意見を聞いてもらいでしようし、また、その担当課などが意見を聴取して、判断するという手段もあると思いますけれども、ここどころは、やはりここどころ

ろを削除しないと、一方で利用原則があるのにその利用を制限するという、何といいますか、冷房と暖房を一緒につけるような、そういうような極めておかしな話になつてゐるわけですから、ここどころは改めらるべきだと思います。

次に、先に進みますが、統一的管理について伺いたいと思います。

ページから十三ページにかけて、「統一的管理の推進」と記載をされています。その中で、「公文書管理担当機関が、基準の設定・チェック等により適切に関与する仕組みとする。」というふうに記載をされているのと同時に、「保存期間満了時の保管・廃棄の扱いについて、公文書管理担当機関が定める統一的基準に基づき一次的な評価・選別を行なう」となつております。政府としては、この点、どういうふうにお考えでしようか。

つまり、文書管理の際の基準の設定について、行政機関の長が定めることが望ましいとお考えか、それとも、公文書管理担当機関が統一的に定めることが望ましいか、これはどちらと政府は認識しておられるのですか。

○増原副大臣 私ども、本法案では行政文書に関する統一的な管理ルール、作成は四条、整理が五条、保存が六条、それから行政文書ファイル管理簿は第七条であります。移管または廃棄は第八条でございますが、これについての具体的なルールについては政令で定めるということになつております。当然のことながら、これは内閣府が主導して統一的な基準をつくつてやりますということであります。

その上で、各省庁の行政文書管理規則、いわゆる省令になると想いますが、「行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め」いわゆる行政文書管理規則、これを設けなければならぬこと第十条一項で規定しております。したがいまして、その統一ルールの範囲内で各省庁が定めるということになつておるものでご

ざいます。

○西村(智)委員 私の質問は、基準は行政機関の長が定めるのが望ましいと思うか、それとも統一的な基準として公文書管理担当機関が定めることが望ましいか、どちらですかと伺つたんですよ。どちらですか。

○増原副大臣 これは、先ほど申し上げましたように、政令をつくるときも、当然のことながら公文書管理委員会の方に諮問をして、そこできちっと協議をし、そしてそれをもとに政令を作成していくということになるわけでありまして、内閣府も今先生御指摘の公文書管理機関でありますし、公文書管理委員会、これも公文書管理機関ということになつておるわけでありまして、そのところはどれがどれというわけではない、私どもの案は。広義でいえば、それは公文書管理機関であります。先ほど私が申し上げたところであります。そういう意味で、西村委員の御指摘、非常に、何か別の公文書管理庁というようなものがある、そこだけが専権的に公文書を管理している公文書管理機関であるというふうに定義づければ、今の西村先生のような頭の整理になるのかもしれません、我々としては、内閣府が主導して公文書管理委員会に諮問をして、その意見を聞いて、内閣全体として政令を定めていく、統一ルールは政令のレベルで定める。そして、各省庁それぞれ特別なこともあります、この規則、今度は省令でそれをさらに裏打ちしたものを作成する形でつづっていく、この構成にいたしております。

○西村(智)委員 民主党は、この点については、行政文書管理規則は、今回は内閣総理大臣が責任を持って、しかも、各行政機関に今までのようないし政府案のようにお任せをする形ではなくて、内閣府令という形で横くしをより強力に刺します。今までそれはできてこなかつたわけですか、今回、公文書管理法案が提出されたのに合わせて、やはりここはもう少し強力に横くしを刺し

ていく。ですから、内閣府令で定める必要があるのではないかと考えております。

○増原副大臣 ここもこの法案の非常に重要なポイントの一つであります。この点について、もう一回副大臣に見解を伺いたいと思います。先ほど私は、どちらが望ましいと思いますかと伺つたんですよ。政府案の説明は十分、もう二回も聞きましたので、理解をいたしました。どちらがつくるのが望ましいというふうにお考えですか。

○増原副大臣 こういう場で個人的見解を申し上げるのはなかなか難しいのですが、要は、やはり、このたびの法案で関係省庁も非常にその責務をきつといたしております。また、内閣府、内閣総理大臣、それとの、調査や勧告や、そういった行き来もある。かなり全体を厳しくしていきます。そういうときには、私どもが提案しているのは、一つの統一的なルールを政令でつくって、あと、各省庁個別事情があると思いますが、実は著作権法の関係です。

○増原副大臣 この点が第一点と、あわせて次の質問と一緒にふうに考えております。

○増原副大臣 ここで、今度はそれぞれの特色を加味したものを作り、外務省、防衛省、あるいは国家公安委員会とかも質問があると思いますけれども、デジタルアーカイブがこれから進展していくと、著作権の問題が発生してくると思うんですね。つまり、著作権が発生するものが出てくる。一方で、これは国立公文書館に移管されているわけですから、特

定歴史公文書等として扱われるなりますと、この扱いをどうするかというのは極めて難しい問題になつてくるのではないかと思います。これは、

○増原副大臣 前者の点につきましては、これら我々は十分、内閣府としまして、全体を統制と

○増原副大臣 本件についてもそのような御意見を民主党の方々がお持ちであるということは我々も聞いておりますが、公文書管理担当機関のあり方につきま

しては、ライフサイクルを通じた統一的な、かつ効率的な文書管理を実現するため、ここがポイントだと思いますが、本法案では、政府における公文書管理に関する事務を内閣府に一元化してお

る、そういうことにいたしております。

○増原副大臣 また、国立公文書館が行政文書を含む歴史公文書等の保存に関し専門的な知識を持つておりますので、その助言を行えるようにすること、これが

○増原副大臣 ついでございますので、当該著作物についてのみ、それらの複製権とか公衆送信権との関

係が論点になり得るというふうに考えております。

○増原副大臣 行政文書の管理規則について、今度はIT化に向けた方策の関連で伺いたいと思います。

最終報告の十七ページに、「IT化への対応」ということで、「公文書管理担当機関は、紙文書と電子文書を通じた統一的な基準を定める」というふうに書かれているんですけれども、これも行政機

関の長に任せることになるのでしょうか。私はやはり、統一ですから、内閣でやるべきではないか

というふうに想つてます。

○増原副大臣 この点が第一点と、あわせて次の質問と一緒にふうに考えております。

○増原副大臣 ここで、この点が第二点と、いわば司令塔としての役割を果たせと

○増原副大臣 では、政府案としては、この公文書管理担当機関の役割や機能などの強化についてどういうふうに考えておられるのか、司令塔としての役割を担うに足る組織形態や機能、権限の付与の仕方となるのかどうか、なつていてるのかどうか、そこを伺います。

○増原副大臣 は、今参議院で審議をいたしております消費者の設置というのがございまして、これは二百人余りで司令塔的機能を果たすというので、いろいろ、各党の御理解を得ながら、今その審議をしていただいております。

○増原副大臣 本件についてもそのような御意見を民主党の方々がお持ちであるということは我々も聞いておりますが、公文書管理担当機関のあり方につきましては、ライフサイクルを通じた統一的な、かつ効率的な文書管理を実現するため、ここがポイントだと思いますが、本法案では、政府における公文書管理に関する事務を内閣府に一元化してお

る、そういうことにいたしております。

○増原副大臣 また、国立公文書館が行政文書を含む歴史公文書等の保存に関し専門的な知識を持つておりますので、その助言を行えるようにすること、これが

○増原副大臣 ついでございますので、当該著作物についてのみ、それらの複製権とか公衆送信権との関

ることができるようになります。内閣総理大臣の調査権を国立公文書館に委託しましてそれを行うということでございますが、そういうことをするなど、内閣府が国立公文書館と連携して、その専門的な知見を生かしながら公文書管理に当たる、そういう意味ではないわゆる司令塔ということになつております。

○西村(智)委員 聞くところによりますと、内閣府の中に置かれるのは担当部局、いわゆる課レベルだというふうに聞いておりますし、また、先ほど

おつしやいましたが、国立公文書館の職員は、今、四十二名ですよね。他の国の公文書館の例えれば数百人規模とか数千人規模とかいうのからいたしますと、これで本当に日本の公文書管理はできるのかというような、大変情けない状況なんです。

こここのところは私たちも、やはり専門職の養成、育成は非常に大事だと考えておりまして、そ

こは目標数値などをきちんと入れて進めていくべきだと考えておりますし、また、あわせて、本来

だったら私たちやはり公文書管理庁というのを目指していくべきだと思いますが、同時に、その

行政機関の中で仕事をする職員一人一人に対する研修、これはきちんと行う必要があると考えてお

ります。しかし、今回の法案の中にはそういったことは何も書かれていらないのは不満なんですけれども、そういうふうに考えております。

もう一つ、この有識者会議の中で、公文書管理担当機関に関連して、組織のあり方として、国立

公文書館を現在の独法形式から特別の法人とすべきである。つまり、今も国会や裁判所などの記録は移管できるということになつておりますけれども、この移管は進んでいません。ですから、特別の法人として、そのような政府とのいろいろな連携、そしてまた、司法府、立法府からの文書の移管ということをよりスマートに進めるために特別の法人にするということについて最終報告の中でも提起をされているわけですけれども、この点について政府としてはどうお考えですか。

○増原副大臣 御質問は二つあつたと思います。一つは、その体制が十分であるかどうか。これは消費者庁の場合もいろいろ議論になりまして、いろいろな御意見があつたと思います。この行財政改革を非常に厳しくやついているときには、私はやはり、今の体制は極めて、必要最小限にすぎないといいましょうか。これからもう少しこういった分野について強化をしていかなくてはいけない、そういう分野だけというふうに思つております。

それから、特別の法人であります、あの有識者会議の報告では恐らく、恐らくというよりも、行政の公文書だけではなくて、立法府そして司法府、これも入れた全体国民から見ればもちろんその方がいいんだと思います。一覧性がある、そこに行けば、アプローチすれば全部そこで見られる、こういうことを前提にしたものをつけれといふ御趣旨なんだろうと思います。

そうした中につきまして、我々もいろいろやってまいりましたけれども、政府側としましては、立法府の事情や判断もあることから、三権分立の観点から見て、内閣の提出法案の中に、協議機関を設置し両府の参画を義務づける、この規定を入れるということは難しかつたということございま

す。

それぞれ独立の三権分立になつておりますので、このために、本法案では立法府、司法府との間の協議機関を法定することはしなかつたこと、

その結果として、特別の法人ではなく独立行政法

○西村(智)委員 時間からすると最後の質問になりますかと思ひますけれども、十年前の行政情報公開法が施行されたとき、実は、行政情報公開法の施

行前に霞が関から大量の文書が廃棄されたといふことが市民団体の調査などによつてもわかつております。物すごい、何倍にも膨れ上がつてゐる数字、トン数で見ましたら、この

上川前担当大臣が、平成二十年の三月の時点

で、有識者会議の議論を行つてゐる間、当分の間は、保有する行政文書の廃棄を一たん中止してい

ただきますようお願いしますと、これは閣僚懇談会において発言をさせておられます。

小渕現大臣は、平成二十年の十一月に、この最終報告がまとまつたことに連絡して、「今後の行政文書の管理に関する取組について」ということ

で、「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議申合せ」ですか、ここにおいて

ペーパーを出されておられるようありますけれども、これがどう担保されているのか。これは適

ども、これがどう担保されているのか。これは適

正に、行政文書の作成について、保存期間の設定

について、保存場所について、あるいは延長、移

管または廃棄についてということで、事細かく各

省庁にお願いをされておられますが、これで、これが本当に担保されているのかどうかということに

ついてはどう確認をされるのでしょうか。

ここで、ぜひ大臣からは断言をしていただきたい

ことです。情報公開法の施行前のように、霞が関からあんなに大量に、一気に文書が消えるような

ことは、私の責任においてありません、しません

ということをぜひ言つていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○西村(智)委員 最後に、今回の公文書管理法の制定プロセスというのも、私は、これは後世に残すべきだと思っています。きのうファックスで送つていただいたこの文書、上川前大臣の閣僚懇談会での発言、そして小渕現大臣の閣僚懇談会での発言等も、これも貴重な発言でありますので行政文書として定義されるべきものだと思いますけれども、その点について一点伺います。

二点目は、これからつくられる政令、そしてさまざま規則の制定過程も、きちんと後から合理的に裏づけができるように、まさに他の省庁のお手本になるようなファイル作成、そして管理、公開

というような、まさに他の省庁のお手本になるような取り組みを進めていただきたいと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○小渕国務大臣 委員の御指摘は、まさにもう一つもなお話であるかと思います。

この法律の趣旨というものは、その意思決定の

過程をしっかりと行政文書として適切に作成、管理をしていくということありますので、この法律につきましての意思決定過程もしっかりと文書として管理をしていきたい、そして、委員の御指摘のように、各省庁の今後のモデルケースとなるよう努めてまいりたいと考えております。(西村智) 委員「これはどうですか、閣僚懇談会」と呼ぶそもそも含めてしっかりと管理をしていきたいと考えております。

○西村(智) 委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民主党的な逢坂誠二でございます。

それでは、一時間、よろしくお願ひいたします。最初に、お手元に資料を配らせていただいておりますが、届いておりますでしょうか。一枚目の資料でございます。「諸外国における公文書館の制度と現状」ということで、国会図書館におまごめをいただいた資料でございます。

もう既に御案内のことというふうに思いますが、これでは、諸外国に比べれば非常に日本の公文書管理制度は手薄である、しかも、けたを外れて手薄であるというふうに感じているわけですが、まず小渕大臣にお伺いしたいんですけども、日本の公文書管理の現状についてどういう認識をお持ちになつておられますか。

○小渕国務大臣 御指摘の点でありますけれども、我が国におきまして、今、行政文書のライフサイクルを通じた管理や歴史公文書の保存、利用について統一的に定めたルールがなく、また、この管理に当たつても専門的な知見を生かすような仕組みというのが整つていらない状況であります。委員が御指摘のように、諸外国から比べますとかなり手薄な状況であるかと思つております。

しかし、公文書は、民主主義の根幹を支える基本的なインフラでありまして、国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な、国民の貴重な共有財産であります。これを適切に管理をして後世に伝えていくことは国の重要な責務であります。

ので、しっかりととしたルールや仕組みを定めるためにこの法律を提出させていただいたところです。公文書管理担当機関、公文書管理担当機関という言葉が何度も出てまいりましたけれども、今回政府が提出している法案における公文書管理担当機関というのはどうこのことを指しておりますか。

○逢坂委員

民主主義のインフラだという言葉がございましたけれども、まさにそのとおりなんですね。

実は、アメリカの公文書館の館長がこういうことを言つてゐるんです。公文書館は、社会がどれだけ民主的であるかをはかるパロメーターになるんだ、公文書館は、アメリカが百年後も民主的な社会でいられるかどうかのきぎを握つてゐる、公文書館の衰退は民主主義の衰退を意味するとまで言い切つてゐるわけです。

すなわち、日本の現状、公文書館の職員が四十二名、本棚の延長が四十八キロだと。翻つてアメリカは、職員二千五百名、書架の延長九百三十キロ。日本の場合は、衰退どころか、このアメリカの公文書館の館長の言葉をかりるならば、まだ民主主義の芽生えすらできていないというふうに、この公文書管理の面を見ると言わざるを得ないわけです。

やはり、主権者である国民が主体的に物を判断し、考えて、行動していくためには、その物を判断し、考え、行動していくくもとなる情報というものが適切に提供されなければならないわけですね。ところが、そこが日本の国はまだ全く不十分だというのが今の現状ではないかと思うんですね。

まず、私は、今回の法の趣旨でございます。公文書管理担当機関でござりますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、まず、現在は、現用文書は総務省の行政管理局、そして歴史公文書は国立公文書館を所管する内閣府というふうに分かれておりますので、それを一元化していくのがコアでございます。

そういうことで、新たに設けられます内閣府の行政機関として専門的見解を有する国立公文書館、そして有識者の意見をお聞きする公文書管理委員会、この三者が中核になって、各省とも協力しながら適切な文書管理を推進していくというの

が本法案の趣旨でございます。

○逢坂委員 では、その認識を踏まえた上で、条文、それぞれの中身をちょっと議論していくたいと思うんです。

まず、私は、今回の法の目的規定を読みまして、

ちょっとやはり残念だなというふうに思いました。と申しますのは、これをストレートに読むと、やはり、政府が決める公文書と、いうある種の範囲、それに基づく説明責任が全うされるということが一つの目的になつてゐるわけですね。

しかしながら、先ほど来、小渕大臣も、公文書

の延長百七十六キロ、あるいはドイツでも八百人

の職員、書架の延長が三百キロというふうに、や

はりけた外れに大きいわけでございまして、せ

ひ、この分野についてはどんどんやはり力を入れ

ていかなければいけないというふうに私は思つて

おります。

そこで、まず最初に、議論に入る前に内閣府に

ちょっと確認しておきたいんですけども、今、公文書管理担当機関、公文書管理担当機関という言葉が何度も出てまいりましたけれども、今回政府が提出している法案における公文書管理担当機関というのはどうこのことを指しておりますか。

○山崎政府参考人

お答えいたします。

公文書管理担当機関でございますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、まず、現在

は、現用文書は総務省の行政管理局、そして歴史

公文書は国立公文書館を所管する内閣府というふうに分かれておりますので、それを一元化していくのがコアでございます。

そういうことで、新たに設けられます内閣府の

行政機関として専門的見解を有する国立公文書

館、そして有識者の意見をお聞きする公文書管理

委員会、この三者が中核になって、各省とも協力

しながら適切な文書管理を推進していくというの

が本法案の趣旨でございます。

○逢坂委員 では、その認識を踏まえた上で、条文、それぞれの中身をちょっと議論していくたい

と思うんです。

まず、私は、今回の法の目的規定を読みまして、

ちょっとやはり残念だなというふうに思いました。と申しますのは、これをストレートに読むと、

やはり、政府が決める公文書と、いうある種の範

囲、それに基づく説明責任が全うされるというこ

とだけが一つの目的になつてゐるわけですね。

しかしながら、先ほど来、小渕大臣も、公文書

の延長百七十六キロ、あるいはドイツでも八百人

の職員、書架の延長が三百キロというふうに、や

はりけた外れに大きいわけでございまして、せ

ひ、この分野についてはどんどんやはり力を入れ

ていかなければいけないというふうに私は思つて

おります。

また、知る権利についてでありますけれども、

先ほど答弁をさせていただきましたし、委員も御

指摘のあるようになります。今、最高裁判所の判例において認知されるに至つてないという状況であります。

しかし、そのような趣旨をしっかりとこの法律の

目的に規定をするという意味におきまして、あえて

そのような文言を使わざとも、情報公開法と同様に、「國民主権の理念にのつとり」また「國及び

独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び將

來の国民に説明する責務が全うされるようにす

る」という文言を用いているところであります。

が、政府の意思とは関係なしに、自由にその情報

を活用できるということも、これは大事なことなわけですね。政府の一方的な上意下達的な説明だけでは私は十分ではないというふうに思うわけです。

そこで、お伺いしたいんですけども、上川前大臣も、公文書は国民共通の財産だとおっしゃつておられる、今小渕大臣もそうおっしゃつておられるのに、なぜそれを盛り込まなかつたのかといふことが一つと、もう一つ、知る権利という言葉を盛り込むか盛り込まないかはいろいろ議論のあ

るところでありますけれども、先ほど私が説明しましたように、主権者である国民が主体的に利用すべく、これがコアでございます。

そういうことで、新たに設けられます内閣府の

行政機関として専門的見解を有する国立公文書

館、そして有識者の意見をお聞きする公文書管理

委員会、この三者が中核になって、各省とも協力

しながら適切な文書管理を推進していくというの

が本法案の趣旨でございます。

○逢坂委員 では、その認識を踏まえた上で、条文、それぞれの中身をちょっと議論していくたい

と思うんです。

まず、私は、今回の法の目的規定を読みまして、

ちょっとやはり残念だなというふうに思いました。と申しますのは、これをストレートに読むと、

やはり、政府が決める公文書と、いうある種の範

囲、それに基づく説明責任が全うされるというこ

とだけが一つの目的になつてゐるわけですね。

しかしながら、先ほど来、小渕大臣も、公文書

の延長百七十六キロ、あるいはドイツでも八百人

の職員、書架の延長が三百キロというふうに、や

はりけた外れに大きいわけでございまして、せ

ひ、この分野についてはどんどんやはり力を入れ

ていかなければいけないというふうに私は思つて

おります。

また、知る権利についてでありますけれども、

先ほど答弁をさせていただきましたし、委員も御

指摘のあるようになります。今、最高裁判所の判例において認知されるに至つてないという状況であります。

しかし、そのような趣旨をしっかりとこの法律の

目的に規定をするという意味におきまして、あえて

そのような文言を使わざとも、情報公開法と同様に、「國民主権の理念にのつとり」また「國及び

独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び將

來の国民に説明する責務が全うされるようにす

る」という文言を用いているところであります。

が、政府の意思とは関係なしに、自由にその情報

<p>ども、では、財産がだめだったら、ほかの言葉もあるわけですね。国民共有一の資源であるとか、國民共有一の資産であるとかという言い方もできるわけでありまして、それによって法の思う概念というものは十分伝わるのではないかと思うんです。そのあたり、いかがですか。</p> <p>○小淵國務大臣 今御指摘がありました、国民の知的資源という言葉を用いたらどうであるかといふことがありますけれども、そうしたところも全部含めまして、この「国民主権の理念にのつとり」や「国民に説明する責務が全うされる」ということをあわせて用いているところであります。</p> <p>○逢坂委員 余り答えになつていよいよなんですかけれども。</p> <p>財産という言葉が法律上難しいのであれば、ほかの言葉を使うことは可能ではないかという問い合わせを私はしたわけありますけれども、再度、いかがですか。</p> <p>○小淵國務大臣 国民からの目線を意識した規定としていくために、そうした委員の御趣旨も踏まえまして、しっかりと考えてまいりたいと思つております。</p> <p>○逢坂委員 ゼひそういうところも、これから法案の中身を、我々も一緒になつて、より考えていきたいなというふうに思います。</p> <p>それともう一つですが、先ほどの答弁で、説明責任を全うするという話は、全く同感で、それはそれでいいのでありますけれども、国民が利活用するという観点もやはり公文書管理には必要でありまして、後にも議論になりますけれども、検索ファイルなどが非常に使いづらいなんという話もあるわけでありますし、やはり国民がちゃんと利活用ができるというような概念も入れておくことが公文書管理法をより強固なものにならしめるのではないかと思うんですけれども、そのあたり、いかがですか。</p> <p>○小淵國務大臣 その視点もまさにおっしゃるとおりでありますし、今回の公文書の法案において、そうした国民の利用につきまして、最大限、</p> <p>公文書館といったしましては、国民の利用を促進していくかと考えております。</p> <p>そうした趣旨におきましては、この十六条に記述しておるところであります。</p> <p>○逢坂委員 ゼひこの二つは目的規定に検討していくべきだというふうに私はとりあえず申し上げておきたいと思います。</p> <p>それから次に、やはり問題になりますのは二条の「定義」でございますね。</p> <p>小淵大臣、行政文書というのは何だと思いますか。どういうものだと思いますか。</p> <p>○逢坂委員 行政文書につきましてですけれども、これは、職員が職務上作成、取得したものであるということ、また、組織的に用いるものであります。</p> <p>○逢坂委員 今のは行政情報公開法の定義と一緒にすることなわけですね。</p> <p>今のは行政情報公開法の定義で、これまでの公文書に係るさまざまな国会での議論や、国民への説明責任というものは十分に果たされているというふうにお考えですか。いろいろな事件が起きていますね。そういうことを踏まえてみて、公文書の範囲なんかもいろいろ問題になつているわけでございますので、今の定義で十分だというふうにお考えですか。</p> <p>○小淵國務大臣 先ほど申し上げました二つの定義が確実に果たされているのであれば十分ではないかと考えております。</p> <p>○逢坂委員 またアメリカの例を引き出して大変恐縮ですけれども、アメリカでは、いわゆる起案文書に当たるものだけではなくて、メモ、電信文書、あるいは手書きの草稿、あるいは電話録、電子メール、これらも公文書の範囲に含めて公開をするということをやることによって、政府の意思形成過程がどういったものであったかということがわかるようになつてているわけですね。</p> <p>今の日本のこの規定でいけば、私は、こういう</p>
<p>ものは必ずしも十分には入らない。もちろん、先ほど副大臣から答弁があつたとおり、公文書の定義というのはなかなか簡単なものではないのが事実ではありますけれども、公文書管理の出発点はどこかというと、公文書というものは何かというところをしっかりと議論することが実は重要なんですね。ここがすべての物事の発生源でありますから、こここの範囲を狭めてしまうと、どんなにいいところをしつかり議論することが実は重要なんですね。そこで、この範囲をつくろうが、どんなにいい公文書館をつくろうが、それは機能しないというか、そもそもターゲットが狭いものになつてしまふわけですね。</p> <p>だから、公文書というものの定義はいかなるものか、行政文書というものの定義はいかなるものかというのをやはり十分に議論しなければならないと思うんですけれども、大臣、いかがですか。</p> <p>○小淵國務大臣 政府の諸活動を国民に説明する責任がしつかり全うされるように、行政文書というものをしつかり残していくかなければならないということであるかと思います。</p> <p>本法案におきましては、行政機関の意思決定並びに事務及び事業の実績について、文書作成原則を明記しておりますところであります。具体的にどのような文書を作成すべきかにつきましては、公文書管理委員会において御議論いただき、文書作成の統一的な基準として政令で規定することとしたとしております。</p> <p>○逢坂委員 必ずしも議論がかみ合つていいないんですか。私が主張したいのは、公文書というものの定義はある一定の時期にこうであるというふうに決めることは、それはそれでいいとは思つますが、公文書の定義について、やはり不斷の見直しをしておく。不斷の見直しというのは、切れ目のない見直しを常にするんだという思想なのですが、公文書の定義については、公文書の範囲に含めて公開をするということをやることによって、政府の意思形成過程がどういったものであったかということが大体だと私は思ひます。</p> <p>これもまたアメリカの例でありますけれども、アメリカでは、公文書とは何か、私文書とは何かということについて、具体的な事例をもつて、これは私文書だけれどもそれ以外のものは公文書だというようなことを、何度も何度も繰り返し議論をし、かつまた、それを職員に周知するわけですね。だから、そういう不斷の見直しが必要だということで、ゼビ大臣にも御認識をいただきたいというふうに思います。</p> <p>そこで、次でございましたけれども、第四条「作成」ということがございました。</p> <p>私は、この閣法の第四条の「作成」の規定では十人の書いた答弁を読んでいるからどうしても御認識されていないようなんですが、それは、役</p>

分ではないのではないかなどというふうに思うんですね。もう少し法律で具体的に書いてもよいのではないか。もちろん「政令で定めるところにより」、というふうには書いてはおるのでありますけれども、私が役人だったら、これを読むと、まあこれだつたら作成しなくてもいい文書が山のように出るなというふうにも、私が役人ならですよ、思つてありますけれども、大臣はこの規定で十分だと思われます。

○小淵國務大臣 どういうものを残していくか、残していくいかないかおきましては、やはりそれぞれの事案によって異なるものではないかと思いますので、統一的なルールを決めてこちらに書き込むということがなかなか難しいのではないかなと思つております。

それにつきましては、先ほど申し上げました公文書管理委員会によつて具体的に議論をしていくことになるかと思つております。

○邊坂委員 私は、最低限やはり、これは有識者会議でも何度も出している過程を合理的に跡づけることができるようにするとか、あるいは、例えば閣議などか関係行政機関の長で構成される会議または省議の決定、了解及びその経過みたいなものは必ずちゃんと残すとか、あるいは、複数の行政機関による申し合わせ、打ち合わせ、あるいは行政機関に示す基準の設定みたいなもの、あるいは地方に対しているいろいろと指示をしているようなこと、そういうことも、どういうプロセスでそれが決められたのかなんということもしつかり残すというようなことも例示をより具体的にしておくことが必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○小淵國務大臣 今御指摘の点、もつともだと思つておりますし、今委員が例示として並べられたことは基本的に残されるべきものであるかと思つております。

ただ、一つ一つやはり丁寧に管理委員会におきまして議論をしていく必要性があるかと思つておりますので、この法律上ではそうした細かな事例

まで明記していないといふところであります。
○邊坂委員 でも、もし法律に書けるのであれば、私は可能な範囲で書いた方がよいのではないかなどというふうに思います。例えば、今私が言つたようなことを例示として書くことは、それほどかなというふうに思います。たとえば、今私が言つた法文としては問題のないことだというふうに思ひますので、この点は指摘をしておきたいなというふうに思います。

そこで、先ほど来、副大臣の先ほどの答弁の中にも幾つかあつたのでありますし、今的小淵大臣の言葉の中にもあつたのですけれども、今後、公文書管理委員会で議論するとか、有識者会議で議論をするという話がございました。いわゆる公文書管理担当機関の一翼を担う委員会なわけです。このいわゆる公文書管理担当機関というのは、どういう位置づけであるべきだというふうにお考えですか。

どういう位置づけだというのは、私は、これはやはり独立性の強いものでなければだめなのでは

ないかというふうに思つんですね。例えば、またアメリカの公文書館の話をさせていただきますが、アメリカでウォーターゲート事件というものが起きたのは皆さんも御承知だと思います。あのとき、アメリカの公文書館の独立性というのを余り強くなかつたんですね、アメリカでウォーターゲート事件が起きたときに。そして、そのときに、当時のニクソン大統領は、その証拠を隠そうとして、ホワイトハウスの執務室でとつていた録音テープや文書を廃棄しようという担当の長官に頼んで、それを持ちかけてやろうとしたということがあるんですね。しかも、それをだれに頼んでやつたかというと、文書管理担当機関としているんですけれども、今後進めることであります。この体制で十分にその独立性は担保できるという根拠は何ですか。

○小淵國務大臣 先ほど申し上げましたように、この委員会のメンバーにつきましても、内閣総理大臣の決定のもとで決められることでありますので、しっかりと内閣総理大臣のチェックのもとでこの委員会ができるということで、その管理体制もしつかりとしたものになるかと思つております。

○邊坂委員 私の指摘はそうじやないんですね。

先ほどウォーターゲート事件の例を引つ張り出

うことでのNARA、アメリカの公文書館の独立性を強めるということになつたわけですね。

こういうアメリカの事例から見れば、今回の日本法案、やはりこれは必ずしも独立性が強くなつたふうに思つんですね。その独立性の強くない公文書管理委員会にいろいろなことを預けて、そこで決めていただくというのは、私は相当に問題が多いのではないかと思うんですけども、いかがですか。

○小淵國務大臣 公文書管理委員会につきましてはありますけれども、この委員会は、審議会等の、いわゆる諮問機関ということで、内閣府に置かれることができます。この公文書管理委員会のメンバーも、この公文書管理委員会のメンバーも、その責任とリーダーシップのもとでこのメンバーを決め、この委員会は、内閣総理大臣が権限行使する上で必要な場合に、その諮問に応じて専門的見地から意見を述べる役割を果たすということです。

○邊坂委員 法律のしつらえは私も理解をしておりますけれども、いわゆる公文書管理委員会や公文書管理担当機関は独立性が強くなければダメだという私の指摘に対してはどうお考えですか。

○小淵國務大臣 公文書管理委員会もしくはその担当機関というものが独立性が高くあるべきだというお話をありますけれども、今のこの体制で十分にその機能を発揮できるものと考えております。

○邊坂委員 今の体制で十分にその独立性は担保できるという根拠は何ですか。

○小淵國務大臣 先ほど申し上げましたように、この委員会のメンバーにつきましても、内閣総理大臣の決定のもとで決められることでありますので、しつかりと内閣総理大臣のチェックのもとでこの委員会ができるということで、その管理体制もしつかりとしたものになるかと思つております。

○邊坂委員 そういう観点から見たときに、今まで明記していないといふところであります。

したのは、大統領であつても自分の都合のいいよう文書を廃棄してしまうということだから、アメリカの公文書館は独立性をさらに強めて、政治からある程度離れた場所に置くということに最終的になつたわけですね。

ですから、今回の法律のしつらえは私も理解はいたします。しかしながら、大臣に、将来の課題として独立性を強めていくことについてどう思うかというふうに私は伺つているんですね。確かに、委員が御指摘のようになります。しかししながら、大臣に、将来の課題として独立性を強めていくことについてどう思うかというふうに私は伺つているんですね。

○小淵國務大臣 確かに、委員が御指摘のように、大統領でさえもそうした機密文書を隠してしまったというような事例があるというお話をありますけれども、そういうことが行われてはもちろらん困ることでありますので、この委員会の権限やそうした立場につきましては、しっかりと議論を進めたいかと思います。

○邊坂委員 現状ではこういう法案が出されているというのは、それは事実としては理解をいたしましたけれども、今後においては、この公文書管理担当機関というものがより独立性を強めていくということを考ざるを得ないと私は思います。

当初は、やはり政治のリーダーシップによつて、日本の公文書管理というもののあり方を生み出していく、つくり出していく、これは政治がやる以外にないといふには思つんですけれども、政治がある一定程度のところへ押し上げていつた暁には、公文書管理担当機関をさらに独立性を強めて、ある種、政治の権限から離れた立性を強めて、ある種、政治の権限から離れたまさに公平、中立な存在にしていくといふことは私は大事だといふふうに思ひますので、ぜひこの点は将来に向かつての検討事項にしていた、だいたい

○邊坂委員 今後進めていく上で、やはり公文書管理委員会の役割といふものが大変大きなものになつていくのではないかという御懸念というのもそのとおりであるかと思ひますので、しっかりと議論してまいりたいと考えております。

○邊坂委員 そういう観点から見たときに、今まで明記していないといふところであります。

条の五項に「行政機関の長は、」ということでおこで、移管をするのか廃棄をするのかとということ

ルールというのは何ですか。

して、ほかの話題に行きたいと思いますので、し

ばしお休みください。体にさわるといけませんの

を行政機関の長が定めることになっていますね。五項の五項、行政機関の長が定めるわけあります。あるいはまた、これも先ほど来ちょっとと議論になりましたけれども、第十三条で「行政機関の長

は、「行政文書の管理に関する定めを設けなければならぬ」と、主語が行政機関の長になつてゐるわけですね。

私は、公文書管理の基本的な精神は、やはりある種、政治や行政の現場とは違つたところで、公平、中立に管理をしなければならないという観点からするならば、この規定というのは、この主語が行政機関の長になつてゐるのはいかにもまずいのではないか、せめてここは内閣総理大臣でもいいし、もつと別なところがやる。それは、先ほど西村委員も話があつたとおり、行政情報公開法ができる直前に文書の大量廃棄が起こるなんといふのは、本当にこれはひどい話なんですね。そういうことをやはり避けるためにも、この主語はもつと別な人による必要があるというふうに思つては、本当にこれはひどい話なんですね。そう

る機能など、適切な文書管理を行なうという基盤整備を行なっているわけであります。したがつて、今回の法案ができた場合に、その運用の基盤としてこれに資することになる、こういううまいに考えております。

○小淵國務大臣

統一的な管理ルールというものを政令で規定することになつております。したがつて、その

枠内におきまして、それぞれの省庁におきまして、その基本的な案というものを作成することになつております。

○逢坂委員

すなわち、現在のこの法案は枠組み法なんですね。眼鏡でいえば、枠だけはあるんですけど、眼鏡の度数がまだ入つていらないんですよ。だから、先ほど来もいろいろなことが、有識者会議で決めます、政令で決めます、どつちで決めますと、本当のことを言うと、余り議論にならないんですね、細かいところは。だから、そういうところはできる限り法律に落とし込めるものは落とし込むということをしなければ、本当に都合のいいことをやらない保証はなかなかないんだということを指摘しておきたい。

もしこの法案がこのとおり成立するとするならば、大臣、これから、政令をつくるとか、各府省がつくる規則の段階、これは物すごく大事ですよ。ここをちゃんとやらないとえらいことになつてしまふというふうに思ふんですね。ぜひそのことに対する御認識を、決意を。

○小淵國務大臣

公文書の管理につきましては、これまでのさまざま事案がありまして、その反省のもとに今回のこの法案があると思つております。ですから、もちろん各府省におきましては、手やたらのことができるということはあつてはならないことですし、そうしたことがないように、しっかりととした統一的な政令を定めるということです。

先ほど西村委員の御質問にも答えていただけあります。そこで、もう既に十七億使ってこういうことをやつていているというのは、どうもちょっと腑に落ちないのでありますけれども、今回の法案と総務省がやられているシステム最適化計画との整合性というのは、倉田副大臣、どのようにおつもりですか。

○逢坂委員

ちょっとと通告はしていなあんですけれども、総務省でもし答へられれば答へていただきたまし、副大臣でもよろしいんですけど、電子媒体でこういうものを管理するということになるけれども、これは電子媒体ということによろしくあります。

○田部政府参考人

先生御指摘のとおり、電子媒体でございます。

○逢坂委員

ちょっとと通告はしていなあんですけれども、総務省でもし答へられれば答へていただきたまし、副大臣でもよろしいんですけど、電子媒体でこういうものを管理するということになるけれども、これは電子媒体ということによろしくあります。

○逢坂委員

今回のシステムのイメージ図を見ますと、これはどうも紙ベースではなくて電子媒体でやるのかなというふうに思うんですけど、そこで、総務省の政府参考人にお伺いするんですけど、これは電子媒体ということによろしくあります。

○逢坂委員

トウエアの貸借一式に約九億円、それから運用の請負一式に、二十一年度から二十四年度までに三億円ということで、これまで都合十七億円を投資しているわけですね。十七億円を投資して、総務省として各府省横断的な文書管理業務の最適化をしていくんだということをおやりになつてているんですが、私、これはちょっと何か変なんじやないかなという気がするんですね。

○小淵國務大臣

今までに公文書管理法案が議論されていて、これから各府省でいろいろなことを決めていきます。ですから、もちろん各府省におきましては、手やたらのことができるということはあつてはならないことですし、そうしたことがないように、しっかりととした統一的な政令を定めるということです。

○倉田副大臣

適化計画というものがあるわけですが、これまで各省庁が各別に運用管理していた文書の管理につきまして標準化、一元化していく、これによって文書管理業務を全体的に効率化する、結果として費用の削減もできる、こういうことでございま

す。

○逢坂委員

今回この法案は、公文書のライフサイクルを通じた管理ルールを定めよう、こうしているわけですね。最適化計画によるシステムは、例えば文書の整備なりあるいは業務の見直し、そういうふうなものが必要になるというふうには考えてございませんか」と呼ぶ

ると思います。

〔委員長退席、西村（明）委員長代理着席〕

○逢坂委員 今大臣、もともと統一的なルールがあつてとおっしゃいました。もともと統一的な

ルールというのに行きたいと思いますので、し

て、ほかの話題に行きたいと思いますので、し

て、ほかの話題に行きたいと思いますので、し

て、ほかの話題に行きたいと思いますので、し

がございます。電子媒体が千年残るという実証はまだございません。

それから、一覧性、一覧性というのは、ぱつと見て情報が全部入ってくるという点においては、電子媒体よりも数段すぐれております。例えば新聞も、電子新聞というのが最近ござりますね。携帯電話などでも、ある新聞社なんかは無料で紙面を閲覧できるというものがありますけれども、あれも、一覧性という点、一覧性というのは、紙面をざつと開いて、自分が見たい記事、見たくない記事を含めて目に飛び込んでくるという、それにおいては電子媒体よりも紙媒体の方が数段すぐれている。電子媒体は、その意味においてやはり数段下なんですね。

それから、電子媒体は、記録するメディア、これが日々進歩をしていますから、電子媒体で何らかの形で保管をしたとしても、五年後、十年後に媒体変換ということはこれまでの歴史を見ると必ずあるんですね。そのときに、やはり相当なコスト、手間、そこでいろいろな判断が必要になつてくるということなんですね。

ほかにも電子媒体のデメリットはいろいろあるんです、メリットがあることは事実なんですが、それでも、こういうことをもう既に十七億をかけてやられていて、電子だから全部いいんだみたいになつていくことは相当に危険だというふうに私は思います。

特に公文書においては、先ほど来議論になつておりますように、公文書というものの、行政文書というものの定義が非常に重要なわけですね。アメリカの例に見られるように、メモだと電子メールだとか、いろいろなものも広く含めている、手書きの草稿まで含めるわけですね。電子媒体で電子決裁なんかがたくさん使われるようになると、そういう手書きのメモや草稿なんというものは全部忘れ去られる可能性があるんですね。

だから、そういう意味でいうと、電子媒体はすごくいいように思うけれども、実は危険な部分もあるということを承知してやらなければいけない

のではないかと私は思っていますが、副大臣、いかがですか、今私の話を聞いて。

○倉田副大臣 おっしゃる要素が私にはよくわかつります。これまでの文書の部分については、その項目等を電子記録にはしておく、けれども、そもそもとのものをどうしていくのかということはより適切に考えていかなければならない、そう思っています。

○逢坂委員 きょうの本論ではないので、これはまたどこか別の場でやりたいと思うんですけども、行政文書の電子化というのは極めて危うい部分があるということをぜひ皆さんにも御認識いただきたいんです。

繰り返しますけれども、紙といえば、古臭くて何か古典的なレガシーシステムだというふうに思っている方もいるようですが、実は、紙媒体といふのは相當に有能なものだというふうに私は思いますね。だから、その両方をちゃんとと考えながらやるというのが大事だというふうに思います。そこで、今度、総務省に改めてお伺いをします。

が、総務省では、この公文書管理制度とは別に、こういうシステムをこれまで、公文書管理制度の議論が始まる前からやっているわけですから、別にこのシステムのことをいろいろやっておられたが、総務省では、この公文書管理制度とは別に、

は、慎重さを持つて、今の公文書管理制度の精神をちゃんと踏まえたものになるように、大臣、具体的に何かやる必要があるんじゃないでしょうか。倉田副大臣、いかがですか。

○倉田副大臣 御指摘は非常に重要な点だと思います。

電子化、電子化ですべてが解決するというような考え方をしているわけではありませんんで、本当の意味で、決定内容だと、あるいはその思考過程だとかいうようなものも何らかの形で残つていくことは重要なと思いますので、よく認識して今後も対処してまいります。

○田部政府参考人 今回の法案をつくる上においては、私たちももう既にこういうシステムを検討、準備している、だから今度の法案に当たつてはこういうことをやはり入れてもらわなきゃ困るとか、今までの公文書管理法案、閣法の策定過程で、総務省として、内閣官房の公文書管理検討室に対して、何かこのことで注文をつけられましたか、今回の法案をつくる上において。

○逢坂委員 私たちはもう既にこういうシステムを検討、準備している、だから今度の法案に当たつてはこういうことをやはり入れてもらわなきゃ困るとか、今までの公文書管理法案、閣法の策定過程で、総務省として、内閣官房の公文書

管理とすることは、日本で、まさに入り口に今立つているわけですね。これからスタートなんですね。そのときには新たなシステムが入るということになりますから、これは、相当に注意を払って、整合性を持つてやらなければ、日本の公文書が本当にむちゃくちやなことになる可能性を、そういうおそれを感ずるんですね。

ですから、ぜひこのシステムの運用に当たつては、慎重さを持つて、今の公文書管理制度の精神をちゃんと踏まえたものになるように、大臣、具體的に何かやる必要があるんじゃないでしょうか。倉田副大臣、いかがですか。

○倉田副大臣 御指摘は非常に重要な点だと思います。

さて次に、今度、現在のところについて再度お伺いしたいんですけども、電子政府の総合窓口というものが政府のホームページにございますね。ここに行政文書ファイル管理簿の検索というところがあつて、行政文書ファイルを、国民の皆様に、検索してどうぞ御利用くださいというところがあるわけになります。

ところが、私がいろいろこれを操作してみたり、あるいは私以外の者が使ってみると、極めて使い勝手が悪い、評判が悪いもので、こんなもの、全然ファイル検索にならないじゃないかという声があるのですけれども、この行政文書ファイル管理簿の検索に対する現状の認識について、どう思われますか、副大臣。

○倉田副大臣 私は、自分ではやらぬものですから、けさ、秘書がやるのを横でのぞいて、見ておつたんですけども、なかなか具体的に知りたることがわかりにくい。

したがつて、今後ちょっと、もう少し詳しい項

の御理解をいただきますとともに、最終報告におきまして、分類基準に沿つて適切に管理できる機能、適切な文書管理のための本システムの整備すべき機能、こういったことについての御指摘もいただいているところでございます。

○逢坂委員 分類について適切にやれるようになりますが、そのことだけだったんですか。ほかはなかつたですか。主張は、総務省としてはなかつたですか。

○田部政府参考人 詳細はあれですけれども、電子決裁についての取り決めとか、そういったものも入つてございます。

○逢坂委員 私先ほども指摘したとおり、公文書の運用経費については、日本で、まさに入り口に今立つてございます。

○逢坂委員 今二十五億かかるといふことになります。

○田部政府参考人 現在、年間二十五億ほどかかります。これが十一億削減されまして、十四億円という運用経費になります。(逢坂委員「ちょっとと言つてはいる意味がわからない」と呼ぶ)

ぶ

目、中身がわかるようなことまで表示をやつしていくべきではないかな、こんなことを感じております。

○逢坂委員 今、御実感されたよう、余り使え
ないんですね。それで、ファイル名、行政文書
ファイルの名前を、ある種恣意的というか、皆さ
んが自由につけられるですから、それにうま
くヒットしなければ目的の文書に到達できないわ
けですね。

そこで、その中で何点かについて、ちょっときょうはそれを一つの題材にして議論させていたときました。

私が用意した参考資料の六分の五、五枚目をこらんいただきたい。五ページ目です。

これの下から二段目に、これは、六月三日、民主党の富岡議員が八ツ場ダムの問題についていろいろと議論をしているわけありますね。八ツ場ダムの問題についていろいろと議論をしている中

○逢坂委員 隣の席からも、もつと踏み込めといふ話がございましたけれども、ぜひ、役人答弁ではなくて、政台のリーダーインソブでこれはいかないかは

きやいけない。
先ほども言つたとおり、行政文書の管理という
のは、私は、何も役人の皆さんのが悪いといふう
に言うわけではないのでありますけれども、やは
り、ある種第三者の目線でやらなければだめなん
だというふうに思うので、もう一步しつかり踏み

したらいい、どうもどこにもないんだという話になつてゐるわけなんですね。

私は、これはいかにもひどい話だなというふうに思ふんですが、御案内のとおり、郵政民営化は日本の将来をどうするかで、もう国を挙げた大議論になつたテーマですね。その政策の発生源であ

そこで、こういうものをやるときには「メタデータ」というのを、ファイル名は確かに何々に関する文書というふうになつていて、その中に何が含まれているのか。例えば、交付税であるとか特別交付税であるとか、あるいは漁業であるとかという、検索にかかりやすい言葉もあわせて埋め込んでおいて、検索にヒットできるように、「メタデータを埋め込む」ということは必須のことなんですね。それをやらないで、ファイル名だけで検索させ

ようとする、それは全くやはり使えないものになりますので、ぜひその方向で、今後この新しい公文書管理法制ができた暁にもそういう対応をしていただくように、副大臣、よろしいですね。

○倉田副大臣 情報の件名とか、あるいは作者、つくった人間、あるいは保存期間だとか、幾つかのものを、すぐにそういう表示が出てくるようなシステム、これを考えていかなければならぬ、そのようにしていこうと思います。

○邊坂委員 次に二〇〇八年国会審議における行政文書の保存期間問題というペーパーを、資料を用意させていたきました。裏表で六ページにわたるものでございます。

これは日本計画行政学会のある報告の中からおかりをしてきたものでござりますけれども、これ以上にももしかしたら国会審議の中でいろいろと議論はあつたのかもしれませんけれども、とりあえずここで拾っているものはこの程度の件数があります。随分やはり行政文書について国会でも指摘がされているわけであります。

○西銘大臣政務官 委員御指摘のような答弁があつたことを承知しております。国土交通省といたしましては、この公文書管理法案が成立をしました後には、法案の趣旨を踏まえまして、現在の文書管理規則を必要に応じて改正し、また、保存期間を過ぎた文書が事務的、機械的に廃棄されることのないよう、文書の性格に応じ適切な保存期間の設定、また、必要な場合に保存期間の延長などの措置を講じ、より一層適切な行政文書の保存に努めてまいりたいと考えております。(発言する者あり)

ところが、この問題について国会でいろいろとお話を伺いますと、当初、竹中総務大臣は、これは外交上のことなので相手側の了解を得なければならないからこの十八回の協議内容についてはお出しできません、相手の了解をとる必要がありますというふうに最初は答弁をいたしておりました。ところが、竹中大臣から今度は増田大臣にかわったあたりで国会答弁が変わつてまいりました。それは儀礼的なものだった、アメリカから来てあいさつをしに来た程度のものだったからメモ程度しかないんだということだったんですね。そ

実際、私どもの方で当時の準備室の担当者に話を聞きましたところ、面談メモを作成したことはあつたと思うけれども、先ほど先生御指摘のとおり、儀礼的なものでありますとか、あるいは問い合わせでありますとか、あるいは各種陳情的なものであるというようなことで、保存を要するほどのものではないことから廃棄をしたということではないかというようなことを伺つておりますし、その旨、私どもの室長からも御説明させていただいたところでござります。

軽微なものであつたということと、当室に引き継がれていないということではござりますけれども、あのような非常に政治主導でつくられた法案とは違う、積み上げ的にプロセスを経てつくられるような場合に、その内容に影響するような会合や何かが役所の中であつたというような場合におきましては、私どもは本法案を所管する部局ではございませんけれども、本法案の趣旨にのつとりましてメモを作成し、一定の期間は保存するといった適切な措置が講じられることになるものというふうに考えております。

○逢坂委員 今皆さんお笑いになつておりますけれども、まさにこの事例は、今回の法案の第四条の問題でありますとか、第二条の公文書の定義、行政文書の定義の問題でありますとか、五条の廃棄の問題でありますとか、しかも、それは行政機関の長の裁量によつてやつてあるわけです。やはりこういうことを起こしてはいけないわけですね。そのためにこの法案をつくつてあるんですけど、ただ、今の答弁からは、ではこの法案が成立した暁には本当にそれがちゃんと跡づけられるのかというところについては、私は心もとないよう気がするんですね。

○小淵國務大臣 御指摘のよう、今の話を聞いておりましたり、あるいは出していただきました資料を見ておりますと、これまでの公文書管理のずさんな状況といふものがまさに浮き彫りになっておると思つております。

こうした状況と、いうものが今後決してないようにしていくために、この公文書の法案といふものが出ておるわけでありますし、先ほども申し上げた、しつかりとした統一的なルールを政令で定め、その範囲内においてそれそれの役所においてしつかりとした案を策定していただきたいと考えております。本当にこうしたことが二度とないようなる形になりますようにこの法律を制定するといふことであります。

〔西村（明）委員長代理退席、委員長着席〕

○逢坂委員 ぜひ、今度統一的なルールをつくさなければなりません。各行政機関が規則をつくるというときには今のことでも頭に置きながら、これじややはりだめなんだと。各行政機関の長が、これは儀礼的で簡単だなんと言つて、でも、本当に儀礼的だつたのか、簡単であつたのか、後でそれを證明できないんですから。しかも、あのたつた一年の間に十八回もやつてあるわけですね。なぜ日本郵政民営化にアメリカがあそこまで来て、十八回もごあいさつに来なきやならないのか。これはやはり、はてな、はてな、はてなというふうになりますか。

委託費というか、外に対しているいろいろ、例えば設計委託とか、あるいはBBAICなんかをやるときに民間業者にいろいろ調査してもらつて、事業効率がいいとか悪いとかとやる委託費、これが二十一年度予算で、表に委託という文字があるものだけで約八千億円あります、八千億円。それから、表に委託というのが出ていない、補助金とかなんとかの中で、独立行政法人とかにお願いするものの中に委託費が含まれているものがこれにカウントされておりません。例えば今回話題になつておられます国立メディア芸術総合センター、これの設計費なんといふものは、あれも設計委託なんですね。だから、それはこの八千億の中に入つてないんですね。

だから、日本の行政機関は相当多くの部分を外部に委託して仕事をしているといふことがこの金額からもわかるのかなとうふうに思つてます。多分一兆円近くお金が委託費になつてゐるのではないか。この中にはあれは入つておません、例がないか。この中にはあれは入らないで、このへば庁舎の清掃管理委託とかは入らないで、このぐらいの額なんですね。

そのときに、先ほど西村議員のお話の中にもありましたけれども、こつていう委託に係る文書、何

か調査を委託して成果物が来るということになつたときに、成果物の根拠になつたようなデータと、それを開示してほしいというふうにこれまでいろいろな場面でお願いをすると、それは私どもはあります。これは、大臣、問題だと思いませんか。この郵政民営化にアメリカがあそこまで来て、十八回もごあいさつに来なきやならないのか。これはやはり、はてな、はてな、はてなというふうになります。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○逢坂委員 ぜひ、公文書の統一的なルールをつくるとか規則をつくるときに、ここも配慮が必要だと思います。これは、大臣、問題だと思いませんか。大臣、頼みますよ。本当によろしくお願ひしますね。ところで、大臣、日本の予算の中で、一年間にいわゆる委託費というのはどれくらいあると思いますか。

○逢坂委員 ぜひ、今度統一的なルールをつくさなければなりません。各行政機関が規則をつくるの根拠のもとデータ、生データが知りたいと思つたら、国民はなかなか知れなかつたわけあります。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○小淵國務大臣 やはりそうしたところも含めます。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○逢坂委員 ぜひ、公文書の統一的なルールをつくるとか規則をつくるときに、ここも配慮が必要だと思います。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○小淵國務大臣 やはりそうしたところも含めます。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○逢坂委員 ぜひ、公文書の管理をしつかりやることで、私は、相手の根拠のもとデータ、生データが知りたいと思います。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○小淵國務大臣 やはりそうしたところも含めます。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○逢坂委員 ぜひ、公文書の管理法制あるいは公文書管理の体制に、公文書の管理をしつかりやることで、私は、相手の根拠のもとデータ、生データが知りたいと思います。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○小淵國務大臣 やはりそうしたところも含めます。これは、大臣、問題だと思いませんか。

○逢坂委員 確かに、こうしたお話をしますと、行革に反しているのではないかというお声が聞こえてまいります。しかし、委員が御指摘のように、本当に大事なことがありますし、将来的なことを考えたら、逆に効率的になることであると考へております。人員の問題につきましても、現在の状況ではかなり少ない人数でやっておるわけではありません。これを拡充また育成していくなければなりません。

○逢坂委員 業務を進める上でのノウハウみたいなものとか、そういうのはまさに秘密、それぞれの事業者の専門性だと思うんですね。ところが、やはり生データみたいなものというのはどうじやないでの、それはしつかり担保できるようにしておきまして議論していただきたいと考えております。

○逢坂委員 確かに、こうしたお話をしますと、行革に反するものではなく、将来的には大変大きな成果を残していくということをしつかり言つてしまいたいと思つております。

○逢坂委員 終わります。

○渡辺委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

私は、最初、小淵大臣に、そもそも公文書とは何かという基本の問題について、考え方を簡潔に伺つておきたいと思うんで。

もともと、國民の税金を投じて行政が行う、これは公務ですね、そういう行政において作成され

る文書というのは本来的に公文書という性格を持つと思うんですが、この公文書、それから公的記録とか情報ですね、本来そういう公文書というの

は国有の財産であるというこの考え方が、やはりこうした問題を考えるときの一一番基本の問題として必要だと思うんですが、まずそのことを確認しておきたいと思います。

○小淵國務大臣 御指摘のように、公文書は、国の活動あるいは歴史的事実の正確な記録であります。民主主義の根幹を支える基本的なインフラであります。過去、歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすため必要不可欠な国民の貴重な共有財産であると認識をしております。そして、これを適切に管理し、後世に伝えていくことは国の重要な責務であると考えております。

○吉井委員 そこで、今度は政府参考人の方に伺つておきたいんですが、公文書とは何かということになりますと、レクチャーや聞いていたときには、例えば奈良時代の古文書も公文書だということのお話もありました。そうすると、飛鳥の時代の木簡等に書かれた記録、その破片と言つたら変ですけれども、断片になりますから、当時、どの地域から幾らの税に相当するものが納められたかとか、そういう記録として残つているわけですが、そもそも公文書を考える場合、いつの時代のものからを公文書として考えていくことになるのか、これを伺つておきたいと思うんです。

○山崎政府参考人 お答えいたします。この公文書管理条例におきましては、その文書がいつ作成、取得されたものであろうと公文書、法人文書あるいは公文書館に移管された特定歴史公文書等に該当するものであれば公文書等に当たはまるということとしているところでございます。

したがいまして、どんな古い文書であろうと公文書等に含まれ得るということございます。

○吉井委員 今回の法案は、行政の文書主義の原則を法文化するというところが大事なところだと

思つうんですね。

それで、文書管理の内部監査や点検については、各省庁ばらばらというのがこれまでの実態でした。これを統一的なルールを定めることは当然必要なことだと思うんです。このばらばら管理が今回の法律案によって根本的に解決されると考えていよいのかどうか、これを伺つておきます。

○山崎政府参考人 お答えいたします。本法案におきましては、第四条におきまして、行政機関の意思決定に関する文書作成原則を法制化いたしました。また、行政文書ファイル等の名稱、保存期間満了時の措置等を管理簿に記録することを義務づけました。また、各省庁の文書管理制度につきまして、記載事項を法定するとともに規則につきまして、記載事項を法定するとともに、その作成、変更に当たりまして、内閣総理大臣への協議と同意を義務づけたところでございます。

また、これら措置の実効性を担保いたしますため、文書管理制度の状況の報告義務、これは各府省から内閣総理大臣への報告義務でございます。また、内閣総理大臣によります各省庁の実地調査、その権限、また、問題がある場合には改善勧告の規定も盛り込んでいます。この規定も盛り込んでいるところでございます。

これらの連続の規定が相まって、各省庁において適正かつ統一的な文書管理制度が行われることになると考えております。

○吉井委員 保存期間を明記するというお話をそれはそれとして、行政機関が保有する公文書が保存年限に達した場合には、それを公文書館に移管するのではなく、公文書が歴史公文書に該当する場合では、歴史公文書等に該当するものであれば公文書等に該当するものであるとおきたいと思います。

この公文書管理条例におきましては、その文書がいつ作成、取得されたものであろうと公文書等に含まれ得るというところが大事なところだと

よつて、公文書館に移管されることなく、保存年限に達すれば廃棄されてしまうということが非常に懸念される問題があります。

これは、国民の知る権利を否定する重大な問題じやないかと思うんですが、なぜ公文書館に移管する文書を歴史公文書に限定するのか、ここを伺いたいと思います。

○山崎政府参考人 この法案におきましては、まず、どういう歴史的文書について保存すべきか、また、どういう文書は保存する必要がないか、こういったようなものについて、政令で各府省共通の基準を設定いたします。

また、各府省は、恣意的に行うのではなく、この政令で定められた基準に従いまして、レコードスケジュールを各文書に設定いたします。それは、文書ごとに、例えば、この文書は保存期間三十年、その後移管ありますとか、あるいは、歴史的価値のないものにつきましては、保存期間が一年、その後廃棄とか、そういうレコードスケジュールが設定されるわけでございます。そのレコードスケジュールによりまして、歴史的価値があるとして移管というふうにラベリングされた文書については、保存期間満了後、自動的に移管する、そういうようなシステムになつているところ

なお、現在は、保存期間満了後、土壇場になつて、国立公文書館と各府省が協議いたしまして、この文書を移管してください、いや、これは当方で保存しますとか、そういうやりとりを保存期間満了ときぎりぎり行つていただけでございますけれども、こういうレコードスケジュールの導入によりまして、各府省統一基準にのつとつて、保存すべき文書は歴史公文書等として国立公文書館に移管され、保存される、こういうことにした次第でございます。

○吉井委員 何か、レコードスケジュールと言つたら物すごいようになつてますけれども、こういう問題だと思います。各

れに基づいて保存期間を決めて、過ぎたら破棄だとか何だとかやるとやはりますいわけで、一応、

公的文書というのは、例えば公文書館の中間書庫的機能を持つものに移して、そこで、もう一方の側では、基準については、第三者機関できちんと基準を設ける、ルールを設けて、それに照らして、これはもとの役所できちんと保存をしてください

とか、あるいはこれは何年たつたら廃棄してよろしいとか、あるいはこれは歴史公文書として公文書館できちんと保存しましようとか。

役所の場合も、役所そのものもまた歴史的文書を残しておくことが大事な意味がある場合がありますから、やはり中間書庫的機能を持つもので全部、役所が勝手に廃棄したり処分するんじゃなくして、預かって、もう一つはきちんととしたルールを定めておいて、ルールに照らして判断をする。

やはりそういう仕組みというものを考えていかないと、本当に公文書の管理というのがきちんとできるかどうかというのの大変問題のあるところだと思いますが、この法案のどこを読み取れば、中間書庫的機能を持つ問題とか、あるいはその基準をどうつくるかということを読み取ることができるのかを伺つておきたいと思います。

○山崎政府参考人 委員御指摘の基準が大切だ、まさに御指摘のとおりでございます。この法案におきましては、先ほど申しました、政令を定める、そのときにも、役所の人間だけやるのではなく、公文書管理制度委員会に諮問をして、それに基づいて政令、共通基準を策定するということにしております。それによつて、より透明かつ合理的な基準が設定できるのではないかと考えております。

また、もう一点の委員御指摘の中間書庫でござりますけれども、これも有識者会議の最終報告にございまして、それを踏まえて、本法案におきましては、国立公文書館法の業務規定のところに中間書庫的事業を行なうことができる規定を設けたところです。

また、整理、保存のところに、時の経過に配慮

ているんですが、日本側が優先的に裁判を行う権利の大部分を放棄するよう指示した箇所なんですよ。なぜ国会図書館にそういう指示をしたのか、伺つておきます。

○甲斐政府参考人 御指摘の資料は、法務省刑事局において作成いたしました合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料でございますが、平成二十年五月に、秘文書でございます本件資料が国立国会図書館に所蔵され、一般的の閲覧に供されていることが判明いたしました。そこで、同月、同図書館に對して、同館規則に従い利用制限の措置をお願いしたというところでございまして、六月には同図書館において閲覧禁止の措置がとられたものと承知しております。

法務省刑事局が本件資料につきまして利用制限の申し出を行いましたのは、同資料には米国との間の協議の内容でござりますとか刑事裁判権の行使に関する記載というもののがございまして、公にすることにより米国との信頼関係の維持や、捜査、公判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断したからでございます。

○吉井委員 私、あわせて外務文書の方を見ておきたいんですけど、砂川事件をめぐつて東京地裁が五九年三月に米軍基地の存在を違憲として被告を無罪とした、有名な伊達判決というのがあります。これに関して事件の元被告が、最高裁、内閣府、外務省に、日本側の公文書を二〇〇九年三月に開示請求したんですね。これに対して三機関とも、そういう文書は存在しませんと不開示を決定しました。

ところが、二〇〇八年四月、昨年四月ですが、新原昭治氏の砂川事件をめぐる公文書開示請求で、実はアメリカの公文書館では外交文書が見つかっているんですよ。それが出てきているんですね。その中では、伊達判決をめぐる当時の、ダグラス・マッカーサー二世アメリカ駐日大使が、藤山愛一郎外相に高裁への控訴を飛ばす最高裁への跳躍上告を提案してみたり、田中耕太郎最高裁長官が大使と極秘会談を持つて、短期間で判決を出

す言質を得ていていることなどが明らかになつております。つまり、アメリカの公文書館では全部明らかになつてているんですよ。

アメリカ公文書館には公文書が残されているのに、なぜ日本政府は存在しないと言うのか。これはおかしいと思うんですね。公文書、つまり情報は明らかにしないために、文書は存在しない、不存在だ、こう主張しているわけですよ。

これは大臣に伺つておきたいんですけども、先ほどの法務省の例にしても、法務省の場合には、要するに、国会図書館に、アメリカとの関係は秘密にしてください、表にしてくれるなど。一方、アメリカの公文書館では公開しているんですよ。これは本当に恥ずかしい話だと思うんです。

それで、特に法務省の文書についてはアメリカ兵犯罪の第一次裁判権放棄に関する通達や非公表の日米合意などが記されているんですが、日本政府の裁判権放棄の密約は、日本でのアメリカ兵を特別扱いにして、アメリカ兵の犯罪を助長させるということにもなつていてるんです。

実は、これについては、日本図書館協会は、全國のすべての図書館が加盟しているんですよ、国会図書館に對して閲覧禁止措置を見直すよう要請しているんですね。国民が情報を受け取る自由を妨げる行為は、私は戦前の検閲と同じことになると思うんですよ。社会的、政治的圧力による自己規制は図書館の運営原則に反しているというふうに図書館協会は言つてます。

もともと図書館法では、真理が我々を自由にすると前文でうたつてます。だから、法務省のやつてることも、新原昭治氏のやつてることは図書館法にも反するし、今回の公文書管理やあるいは情報公開にも反するし、アメリカの公文書館と比べてみても、法務省のやつてることも余りにも恥ずかし過ぎる。

出しているのは、公文書の管理はきちんとやります。つまり、アメリカの公文書館では全部明らかになつていてるんですね。不開示の部分は、一部に、なぜ日本政府は存在しないと言うのか。これで三十年たつたら公開するわけでしょう。三十年たつたものがアメリカでは公開されて、わかつたんです。しかし、日本は、その文書は存在しないんだといううそまでついて公開しようとしたんだよ。こういううそまでついて公開しようとしたんだよ。こういうことは公文書管理のこの法律が生かされないと私は思うんですよ。

やはり提案するからにはこれはきちっとする、それも内閣を擧げてやるんだという姿勢を内閣として徹底していただきたいと思うんですが、これは小渕大臣に伺つておきます。

○小渕國務大臣 御指摘の点に關しましては、まさにごもつともなことであるかと思います。

ただ、他国が公開をしているから日本も全部公開しますという、一律に公開する仕組みということはなかなか難しいかと思ひますけれども、やはり他国の公開事情のこともしつかり勘案しまして、可能な限り積極的な公開を進めていきたいと考えております。

○吉井委員 そこで、私、最初に伺つた基準の問題に戻るんです。

日本が第三者機関を中心にして基準をきちんとつくるって、今直ちに出すことが外交上問題あつたとしても、例えばアメリカの場合、大体おおむね三十年たつたら全部公開するわけですね。たとえそのときに恥ずかしい思いをするにしても、自由に物を言いたいという点は、恥ずかしいことを言つたために三十年先に恥をかくという人はかなわぬかもしぬれども、やはり公開しなきやだめなんですよ。私は、やはりそういう姿勢を貫くことが必要だというふうに思つます。

○渡辺委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

公文書等の管理に関する法律案の審議が行われているわけあります。私は、まず公文書の目的に關して尋ねておきたいと思います。

昨年十一月に公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告が出されました。その中で、「公文書の意義について「国民の貴重な共有財産」ということが明記されています。

ところが、今提出されております法案の目的において、この国民の貴重な共有財産という文言がないわけあります。これは非常に大きな意味を

持つてゐると思うんですが、なぜこの国民の貴重な共有財産という文言が抜け落ちたのか、ますその点について聞いておきます。

○小淵國務大臣 有識者会議の最終報告におきまして国民の共有財産という言葉を用いておりますが、これは公文書が、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権行使するために、また、国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な基本的なインフラであるということをとらえて、このような表現をしておるかと思います。

財産という言葉についてでありますけれども、先ほどお話をしたとおり、財産ということを法律に明記するというのはなかなか難しいということでありまして、しかし、このような趣旨を十分にこの目的の規定に反映するために「国民主権の理念にのつとり、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」旨を規定しておるところであります。

○重野委員 私が問題にするのは、今の大臣の答弁でも、国民というのはこの中ではあくまでも受け身なんですね、受け身。この法律は、まさしく公文書、公の文書ですが、そういう与えられるものではなくて、それらについて国民は主体的にかかわる権利を持つていて、その趣旨がこの法案の目的のところに出でていないという認識を私は持つわけです。そのところは、やはりこの法律そのものを規定づける極めて重要な要素をはらんでいると思うんです。

この法律の主体が国民にあるんだというところがなぜもっと具体的に表現されないので、改めて聞きます。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

国民の共有財産という御指摘でございます。確かに、有識者会議で国民の共有財産という提言をいたいたわけでございますけれども、財産という用語は、通常、金銭的価値のある権利と解されておりまして、こういう用語を本法案で規定する

その一方で、公文書を適切に管理して、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務であるということを踏まえまして、國民主権の理念にのつとり、あるいは、国及び独法等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責任が全うされるようにする。将来の国民への説明責任と入ったのはこの法案の新しい特徴でございますけれども、そういう旨を規定した次第でございます。

そういうような規定ぶりとすることによりまして、最終報告書で国民共有的財産と記述された趣旨は本法案において反映されたのではないかといふうに考えております。

○重野委員 趣旨において国民共有的財産という認識を持つのであれば、今一々説明をしなくともいいように、国民共有的財産という文言をすつと入れれば済むことなんですね。なぜこんな回りくどい説明をするようなことになるんですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

国民共有的財産というのは、普通は金銭的価値を持つものに対して使う言葉で、それに伴いまして分割請求権という問題が生じまして、共有財産というふうに規定しますと、国民が、では、うちの持ち分をよこせというようなことにもなるのではないかという関係方面的の御指摘も踏まえて、このような文言にした次第でございます。

○重野委員 今の大臣は、これは聞き捨てなりませんよ。

知らしむべからず、よらしむべしという言葉がありますが、あなたはまだそんな発想を持つてゐるんじゃないですか。何で共有の財産といえば金銭的なんという狭い解釈をしなければならないですか。共有の財産というのはまさしく共有の財産であつて、そういう金銭的な云々というふうな説明をあえてするというのは、僕はこれはおかしいと思う。そんな説明で、そんなスタンスでこの法律をつくっているんですか。これは法律の趣旨

を規定づける極めて重要な要素ですよ、この問題は。

○山崎政府参考人 公文書が民主主義の基本である、これは有識者会議の最終報告の提言をいたしましたところでございまして、それに基づきまして、「國民主権の理念にのつとり」ということを規定いたしましたし、「その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる」、こういう文言を記述したことによりまして、我々といたしましては有識者会議の趣旨が反映されたのではないであります。かというふうに考えた次第でございます。

○重野委員 これは何時間やつても平行線。これは納得できません。次に、最終報告で、今私も触れましたけれども、「國民の貴重な共有財産」という文言が入つた意味ですね。このメンバーの皆さん方が合議をして、最終的にこういう文書を作成し答申したわけです。皆さんが出したわけです。その方がこれが「貴重な共有財産」という言葉をあえて入れたその意味を、大臣、どのように考えておりますか。昨年十二月十九日の政府の答弁書があるんですけど、その中で「政府の活動又は歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であり、その記録を公文書として適切に管理・保存し、広く国民の利用に供することは、國の重要な責務である」と認めている。

○重野委員 例えは大阪市の条例では、第一条の目的に「市政運営に関する情報は市民の財産である」、このように書いているんですね。これに比較しますと、今の説明を聞けば聞くほど、もうわけがわからぬ。何でそんな回りくどいことを言わなきゃならないですか。大抵、この「貴重な共有財産」という言葉、この意味をどうとらえておりますか、お聞かせください。

○増原副大臣 委員御指摘の点、私どもお聞きし

ていまして、非常によくわかります。とくに内閣法制局というところは、これまでの事例をずっと調べまして、それで、その用語の使用が適切であるかどうかとか言つたりいたしますが、一方で、議員立法などにおきましては、どんどんと従来の慣例を破つた形でもって、新しい感覚でそれを取り入れております。

○重野委員 我々の側も、この法案については、修正協議が進められつつありますが、そういう中でしつかり生かしていくように、そしてそれを正確に受けとめていただきたい。

○重野委員 次に、法案を見ますと、目的としまして、公文書の管理と適正な保存は、行政の適正かつ効率的運営のためや、國などの國民への説明責任のためとなつております。

○重野委員 我々の側も、この法案については、修正協議が進められつつありますが、そういう中でしつかり生かしていくように、そしてそれを正確に受けとめていただきたい。

○重野委員 まさにその点で余りにも立ちおくれているんだと言わざるを得ない。

○重野委員 これは重要な点ですので、大臣の見解を聞いておきたい。

○増原副大臣 ただいまの御指摘でございますが、私も二十六年間國家公務員をやつておりますけれども、やはりこれまでの我が國の流れを見たけれども、やはりこれまでの我が國の流れを見てみると、知らしむべからず、よらしむべし、先生が先ほど言われましたけれども、かなり、まだまだ残つてゐるなというふうに思つております。

○増原副大臣 そういう意味で、先ほど西村委員の方から御質問がございましたが、十年おくれてのこの法律案という形になつておるわけでございまして、もつとこういうものは加速していく必要がある、それ

がやはり民主主義の原点ということであろうといふうに思つておりますので、我々もよくそれを拳々服膺しまして頑張つてまいりたいと思つております。

○重野委員 次に、公文書管理委員会について伺
います。

公文書管理委員会などというのは、まさしく文書管理の司令塔です。今回の法律は、私は、発想はない。しかし、これが結果的に、先ほど第一の質問で執拗に聞きましたけれども、骨抜きにならないよう、そのためにも、公文書管理委員会などものの位置づけというのは、これはもう極めて重要な点だと思います。

法案では、内閣府に置くこととなるが、たゞ、行政組織法第三条に基づく組織にするべきだといふふうに思いますし、そうすることによってこの公文書管理委員会の機能がより發揮できるのではないか、このように考えるんですが、その点についてはいかがでしようか。

○増原副大臣　いわゆる三条委員会にしてはどうかという御質問でございます。

先生御承知のように、三条委員会は、公正取引委員会等のように、強力な権限を持つて、法律で授権されてそれを執行していく、そういう委員会でございます。そういう意味では、私どもが考えております公文書委員会というのは、強力に何か

を執行していくというようなものではございません。あくまでもいろいろな形でもつて企画立案に対するアドバイスをしチェックをする、こういうところでございます。

そういう意味で、このたびは内閣府のもとにこの委員会を置いたわけでございますが、実は、消費者庁のときも、消費者庁、今参議院で審議していただいておりますが、その消費者庁のもとに消費者委員会を置いたのでは弱いではないかという御指摘がありまして、それは消費者庁とは別に、こちらの内閣府の方の委員会という形で、ある意

このたびの場合は、それとはちよつと様子を異にしておりまして、先ほど申し上げましたように、三条委員会というような強力な執行権を持つ

○重野委員 以下また質問しますが、そのことが
御理解を賜ればと思つ次第であります。

あるからこそ 私は三条委員会にすべきだという
ことを提案しているんですね。

以下述べてまいりますが、この公文書に関する
法律案が出てきたきっかけというか理由という
か、その一つに、例えば、年金記録の紛失、肝炎
患者のリストの問題、これが放置された、あるいは
は、卑近な例では、自衛官の航海日誌の誤棄棄な

と文書管理制度のすさんか表面化してまいりました。单にすさんであるだけ、あるいは意識の欠如であるのならば、制度を整備し、教育訓練を行えば対応できると思うんです。しかし、数々の文書廃棄などを見るにつけ、そこには意図的な怠業や廃棄があつたのではないか、こういう合理的な疑いが残るんですね。

そこで、尋ねますナレッジ、今回この去墮補

○山崎政府参考人 お答えいたします。
御指摘のこれまでの不適切な文書管理の事案を踏まえまして、本法案では、再発防止に資する措でしようか。

置を盛り込んでおります。
例えば、文書未作成事案の再発を防止するためには、行政機関の意思決定に関する文書作成原則を法定化いたしまして、適正に文書を作成することを明確化いたしました。これは第四条でござります。
また、文書の倉庫への放置などのずさんな文書保存の再発を防止するためには、適切な保存と利用を確保するための保存義務の明確化、第六条でございます。
また、文書管理状況の内閣総理大臣への定期的な報告、また内閣総理大臣による実地調査を実施

する権限を第九条第一項及び第三項に規定してございます。

ためには、保存期間満了前にあらかじめ移管または廃棄の措置を設定させる。これがレコードスケジュールでございます。第五条第五項でございま

また、その状況を、定期的な内閣総理大臣への報告でありますとかあるいは内閣総理大臣の実地調査により確認する仕組みとしております。これが第九条第一項及び第三項でございます。

○重野委員　違反した場合の罰則はどうなつてい
るんですか。
○山崎政府参考人　不適切な公文書管理を行つた
職員につきましては、国家公務員法第八十二條に基づきまして、その事案によっては免職も含めた
懲戒処分が可能となつております。この懲戒処分
は、刑罰と異なりまして時効がないということで
ござります。従つて、該職員の身分を有する場合は日当月

去の事案でも処分することが可能となります。なお、公文書管理にかかる刑罰といたしましては、刑法におきまして、公務所で用いる文書を毀棄した者を三ヶ月以上七年以下の懲役に処する公文書毀棄罪、刑法第一百五十八条が規定されて

そういうことを踏まえまして、本法案では、直接受、改めて罰則を規定しなかつたところでござります。

○重野委員 アメリカの連邦記録法での罰則規定はどうなつてあるんですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

米国におきましては、合衆国法典第十八編、刑事及び刑事訴訟という節の中に規定がございまして、合衆国裁判所の書記官あるいは公務員に対しまして、または合衆国の公的機関、司法官、公務員に対して提出もしくは寄託された記録等を消

滅、破壊、毀損等、そういう意図を持つて持ち去る者は、罰金または三年以下の懲役あるいはその両方を科せられる、こういう規定になつております

○重野委員 次に、前後して恐縮ですが、公文書の定義について尋ねますけれども、第二条に、「不

○山崎政府参考人　お答えいたします。
特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの「を除く。」となつておりますが、除外された理由は一体何なんでしょう。これらも公文書の一つだというふうに私は認識するのであります
が、いかがですか。

ます出版物を含めまして、不特定多数の者に販売する目的で発行された図書等につきましては、一般に、容易に入手、利用が可能であるところでございます。一方、こうした文書につきましては、随時、定期的に新たな版が出版されることが多く、一般的な行政文書、法人文書と同様の管理を義務づけることは、新たな取得のために分類、保存期間等の設定を行わう必要が生じるなど、行政機関

とと考えまして、またその実益も乏しいことから、本法の目的の一つであります行政運営の効率化にも反するではないかというふうに考えた次第でございます。

行政法人におきまして、業務上の必要性から保有されております文書、雑誌等につきましては、主として特定部分、その組織の業務に關係する記事でありますとかそういう部分を抜粋して用いられることが多くなっておりますけれども、そうした文書につきましては、当然、行政文書として管理されることになる次第でございます。

○重野委員 同じように、今度は、今までにはいわゆる国あるいは地方がやっていた、それが、今この民営化の流れの中で民営化された企業というのもたくさんあるわけですが、その民営化される以前の文書、これについてもしっかりと管理すべきだ

と思います。まず、その点についてどうなつていいですかということが一つ。

また、公益法人や民間企業であつても、国の補助金など公金による業務でつくられた文書、たくさんあると思うんですね。それも含むべきだと考えますが、その点についてはいかがですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

本法案は、国民への説明責任を全うするため、一定の文書につきまして公文書等と定義して各種の管理ルールのもとに置くものでござります。

民営化以前に公社やあるいは特殊法人等であつた企業が有する文書については、かつて公的な性格を有していたいたしましても現在は民間企業であることから、民間企業になつてしまつたものにつきましては、行政機関が有する文書同様の公文書等とすることは適當ではないと考えております。

ただ、今回、法案におきまして、民間におきましては、當該支出来を行いました行政機関において、重要な文書を國立公文書館に寄贈できることから、民間企業になつてしまつたものにつきましては、行政機関が有する文書同様の公文書等とすることは適當ではないと考えております。

次に、お尋ねの二点目でございますけれども、補助金など公金で行う文書でござりますけれども、これにつきましては、當該支出來を行いました行政機関において、事業終了後に必要な文書を得することができることでございまして、それを取得した時点で当該行政機関の行政文書になると考えております。これは、独法につきましても基本的には同様でございます。

その一方で、公金を支出して行われる事業はさまざまございまして、例えば研究者への補助金でありますとか、さまざまござりますので、当該事業に関して支出先において作成された文書をすべて行政文書と取り扱うことは必ずしも適切ではないのではないかというふうに考えている次第でございます。

○重野委員 関連して、法案の第四条には、「軽微なものである場合を除き」という文言がありますが、その点についてはいかがですか。

私は危惧いたします。その点についての見解を。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

法案第四条におきまして「処理に係る事案が軽微なもの」というふうにされておりますのは、行政機関内部におきます日常的な業務運営でありますとか、あるいは所管事項に関する簡単な照会等、作成しなくとも国民への説明責任あるいは業務遂行の観点から支障が生じないものを想定しております。

これは、行政機関の事務負担の面から考えて、あるいは実益的にも乏しいのではないかというふうに考えている次第でございます。

なお、政令等におきまして、作成・保存すべき文書の範囲について規定することとしておりまして、その中で、「処理に係る事案が軽微」という判断基準を具体的に盛り込むことを予定しております。

以上でございます。

○重野委員 時間が来ましたから、通告をずっとしておりましたけれども、行きました。

だ、今の答弁を聞いた感想なんですけれども、せつかく我が國の公文書に対する情報開示の流れの中で、先ほど逢坂委員も外國の例を報告していくよう傍聴席にもたくさんの方がいらっしゃっています。また、この日をある意味では注目していただきたい、まさに傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

本日、いよいよ、公文書管理法案、この内閣委員会で審議をされる運びとなりました。渡辺委員長を中心として理事の皆様、また委員の皆様の御努力に心から感謝申し上げたいというふうに思います。また、この日をある意味では注目していただきよう傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

本日、いよいよ、公文書管理法案、この内閣委員会で審議をされる運びとなりました。渡辺委員長を中心として理事の皆様、また委員の皆様の御努力に心から感謝申し上げたいというふうに思います。また、この日をある意味では注目していただきよう傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

我が国の公文書管理の実情を大変憂えて、またその改革に並々ならぬ熱意を持って取り組んでこられました福田前総理が本法案の一歩も早い成立を待ち望んでおられるということを思うと、昨年二月に、福田総理から初代の公文書管理担当大臣を拝命した私といたしましては、本日、このような形で質問をさせていただく機会をいただきまして、心から感謝を申し上げたいというふうに存じます。ありがとうございます。

それでは、一時間ということで、きょうは、小渕大臣また副大臣、政務官、よろしくお願ひをいたします。

まず、総論的な話でございますが、我が国の公

しつかり構築していくという基本的な立場に立つて取り組んでもらいたい。そのことを要望します。

○渡辺委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時三分開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上川委員 午前中に引き続いての午後ということで、一時間質問をさせていただきます。自由民主党の上川陽子でございます。

本日、いよいよ、公文書管理法案、この内閣委員会で審議をされる運びとなりました。渡辺委員長を中心として理事の皆様、また委員の皆様の御努力に心から感謝申し上げたいというふうに思います。また、この日をある意味では注目していただきよう傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

本日、いよいよ、公文書管理法案、この内閣委員会で審議をされる運びとなりました。渡辺委員長を中心として理事の皆様、また委員の皆様の御努力に心から感謝申し上げたいというふうに思います。また、この日をある意味では注目していただきよう傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

本日、いよいよ、

文書管理に取り組むに際しまして、基本的な考え方についてでございます。

昨年の三月に、尾崎座長のもとで公文書管理の在り方等に関する有識者会議が開かれたわけあります。会議は、すべて公開のもとで、計十二回に及ぶ大変熱意のあふれる審議が行われまして、最終的に、十一月に最終報告という形で取りまとめられました。実は、そのタイトルでございますが、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」へ今、国家事業として取り組む」というこのタイトルでございますが、私の提案を受け入れていただきましたが、できまして、大変ありがとうございます。

○渡辺委員長 お答えいたします。

私は、第一の項目につきましては、公文書の意義についてでございます。

まず、第一の項目につきましては、公文書の意義についてでございます。

昨年の三月に、尾崎座長のもとで公文書管理の在り方等に関する有識者会議が開かれたわけあります。会議は、すべて公開のもとで、計十二回に及ぶ大変熱意のあふれる審議が行われまして、最終的に、十一月に最終報告という形で取りまとめられました。実は、そのタイトルでございますが、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」へ今、国家事業として取り組む」というこのタイトルでございますが、私の提案を受け入れていただきましたが、できまして、大変ありがとうございます。

このタイトルの思いということでございますが、論語に、我が道は一をもってこれを貫くといふ言葉がございます。孔子は、人の心中には確固とした理想があり、その考えは一つに統一されています。また、この日をある意味では注目していただきよう傍聴席にもたくさんの方があつたからです。

このタイトルの思いということでございますが、論語に、我が道は一をもってこれを貫くといふ言葉がございます。孔子は、人の心中には確

固とした理想があり、その考えは一つに統一され

ています。また、この日をある意味では注目して

思っております。

このタイトルの思いということでございますが、論語に、我が道は一をもってこれを貫くといふ言葉がございます。孔子は、人の心中には確

固とした理想があり、その考えは一つに統一され

ています。また、この日をある意味では注目して

管理システムを構築すること、これが国の責任である、こういう問題意識で最終的な報告書に至つた。

たというふうに理解をしております。
官房長官であられました福田総理は、官房長官時代から大変熱意を持って取り組まれてこられた。また、小渕大臣におかれましても、与党的の公文書管理を推進する議員連盟の事務局長として御活躍であったということ、まさに、大変、時の重みも含めまして、いろいろな思いを感じるところでござります。

最終報告にも 今申し上げたようなことも含めて、公文書の意義についてしっかりと書き込まれているということになりますが、小渕大臣から、公文書の意義につきまして改めて御所見をいただきたいというふうに思います。

そのために、今般統一的な行政文書のライフサイクルを通じた管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルール等について定める本法案を提出させていただいたところであります。

○上川委員 公文書の意義につきましては、大変大事な国民の共有財産であるという認識についてございまして、今小渕大臣からのお話のとおりでございます。そのことも含めて、本法案におきましての目的の規定の中にもしっかりと書き込むべきではな

卷之三

一七八

行政文書（公文書等）の管理（保序）に関する問題

たがきたいどしに思ひます。政機関の中でもあらゆる意思決定がなされ、そのためのさまざまな活動の文書が作成されてい

こうした各事例の中には学ぶべきことはたくさんあるということになります。しかし、同時に、先ほど申し上げたように、きちんとした管理で、ある

行政文書・公文書等の管理・保存に関する閣僚会議連絡会議の申し合わせをいたしまして、そこにおきまして、行政文書の作成、保存場所、移管、管理体制等について、法制化を待たずに取り組む

るところであります。法制度の改革がなければ文書管理の改善が図られないという趣旨のものでは全くないの、今も各省庁あるいは担当のところでしつかりと文書を残していくこと、これは大変大事なことではないかというふうに私は思つております。

意味では、適切な意思決定ができないのではないのかと思うような場面も幾つか遭遇し、また、事実、この間の事例の中でも不適切な文書関連の事例も発生しているところであります。「とわだ」の航海日誌の誤廃棄の問題、記憶に新しいものでございますが、「C型肝炎関連資料の倉庫への放置」

べき事項について各省庁に依頼いたしました。
また、工夫した取り組みを行っております省庁の事例を参考として対応するため、文書管理に関する優良事例集といったようなものを配付いたしますとともに、情報共有のための連絡会議の開催、各府省への研修といった取り組みを実施して

趣旨のものではなく、それを待たずとも、やるべきことは改善努力を惜しみなくやり続けるということ、この姿勢が非常に大事ではないかというふうに思つております。その際、さまざまな文書管理の取り組みには差があるということでありまして、いいモデルもある、いい事例もあるということ、このいい事例をできるだけモデルにしながら、本気で取り組んでいただきたい、こういうことをぜひ強く申し上げたいというふうに思つております。

問題 また 装備審査会議の議事録の未作成の問題、次から次へとこうした文書の作成及び保存、管理にかかる問題が発生してきたということも事実であります。

つまり、ずさんな管理の状況というのは、全体として見れば、すべてではないにしても、大変厳しい状況に置かれているところがあるということと、これはやはり直視していかなければいけないというふうに思っております。同時に、いい事例のモデルについては、率先してこれを共有化し、また努力をし、改善努力に向けてこうした事例をうまく活用していくということも大事ではな

今後とも、こうした取り組みを通じまして、さらなる文書管理の徹底と移管の促進に努めてまいりたいと考えております。

○上川委員 制度的というか、取り組みについて体系的に取り組まれているということに対しても、気になっていた者としては大変よかつたというふうに思うんですが、しかし、実態が本当に動いているのかどうかということも大変気になるところであります。

そういう意味で、私も実態を見にということで現地視察をさせていただいたところであります

察いたしました。一時間の予定というところを大幅に上回って、かなり細かく現場の中を拝見させていただきまして、省庁によつては、ああ、しつかりやつてゐるなどうふうに思うところもあれば、ずさんな管理で、これで仕事がやつていけるのかというような気持ちになるところもございまして、今この枠組みの中でも取り組みの実態はかなりの差があるなどう思ひでございまし

いかということは、先ほど申ししたとおりであります。
そこで、文書管理の改善努力、公文書管理担当
という形で任命をされてから、全体的に見ると一
年と数ヶ月たっているところであります。が、この
間の改善努力は大変私も気になるところであります。
して、このことについての取り組みの最近の状況
についてお伺いしたいというふうに思います。

が、デスクのところで打ち合わせをしていたときの表現ぶりと現実の間には大きなギャップがあるという印象でありまして、小渕大臣あるいは副大臣、政務官、どなたでも結構ありますから、そのことが現実にしつかりと運用されているのかどうか、これを、十九省庁とは言いませんが、ぜひ問題先につきましては十分に視察を行つていただきたい。そして、そこでしつかりと「言つたこととやつていることの違い」ということを指摘してい

そのほかには、国立公文書館はもちろんのこと、地方の公文書館にも行かせていただきましたし、また、満鉄の記録を保存しているアジア経済研究所にも行かせていただきました。また、映像記録という意味では、NHKのアーカイブスにも行かせていただきましたし、また、日本銀行の文書管理、また、アーカイブという形で整備している現場につきましても視察をし、意見交換をさせ

法律を待たずにしてすぐにできる取り組みというのは、上川先生御指摘のとおり、非常に重要なだと我々も認識いたしまして、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の報告をいただいた以降直ちに、小渕大臣が、閣僚懇談会におきまして、法制化を待たずに取り組み可能なものについて対応をいたしました。これは二十年の十一月七日でござります。その後 同じ二十年の十一月二十五日に、

ただきました、よりレベルアップができるように指導力を發揮していただきたいというふうに、これはお願いでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

書管理の実現はあり得ないと言つても過言ではないとき思つております。

しかし、公文書の重要性についてはまだ意識が低いということでありまして、今のような取り組みをしていただいていたとしても、まだまだお一人お一人のところまでしみ通つてないのではないか。また、同時に、文書管理のスキルという意味でも、十分であるかどうかということについては甚だ疑問であるというふうに思つてはあります。

また、文書管理を徹底していくと仕事がふえるというような大変後ろ向きなとらえ方もあるということでありまして、文書管理はむしろ業務の効率を上げていく大変大事な手段である、ぜひこういう前向きなとらえ方で文書管理の実態を上げていただきなければいけないというふうに思うところであります。

そこで、私は、一人一人が御自分の仕事、つまり國の大変大事なさまざまな意思決定に資する事業を進めていくためのこの仕事に対して誇りを持つて取り組む、そしてその記録についても堂々と残していくと、このことが大事だというふうに思つてあります。後に恥じない、公に奉仕する、公の仕事としてのその誇りをぜひ持つていただきたいし、それを堂々と記録として残していくと、このことが大事ではないかというふうに思つてあります。

そこで、統一したルールによる文書の作成、保存また管理のスキル向上のためには体系的な研修がやはり不可欠ではないかといふうに思つておりまして、この文書管理の研修を十分に経た上で、現場の中で文書管理をしていただく過程の中で、人事考課の評価対象の一つに加えてもいいんじゃないかといふうに思つてぐらいい大事なものではないかといふうに思つてあります。

そうしたことでも踏まえまして、職員の徹底した意識改革についての今後の方策につきまして、副大臣から御答弁をお願いいたします。

○増原副大臣 ただいまの、職員の意識改革であ

りますが、私も二十六年間行政官をやつております。

して、振り返つてみまして、文書管理といいますと、今の財務省、前の大蔵省なんかは文書課といつてあるんですね。省内の分については大体そういうのがあるんですね。省内の分については大体それが全部やるんですが、やはり日が当たるポストとはとても言えないというところがありました。

一方において、私も主計局で勤務いたしましたが、そこに法規課というのがあるんですが、そこでは、財政法とか会計法、これに照らして当該支出が適正かどうか、違法性はないか含めまして、過去の事例も含めて、全部各予算係から上がってくる相談事をきちつと起承転結調べて、そして結論を出してやるんですね。各省庁から来る場合もあります。これは毎年毎年きちんとしたファイルになつていまして、別冊にしてつづくつてある。目次集は事項ごとにずつと毎年毎年できていくといふ感じなんですね。

だから、きちっとなつてゐるところとそうでないところの格差は物すごく大きいんだろうというふうに思います。これをどのようにして充実していくか。

一つは、人事考査の面で、今上川委員言われたように、もう少し日の当たるようなものにしていく、これも大事なことだと思います。一方で、要は、この法案、これが通れば、やはり、この公文書管理の大切さ、ただ単に過去のものとして整理していくというだけじゃないので、自分たちが働いた、公務員として働いたときのあかしですよね。よくCMか何かで、お父さんがあの橋をつくったんだよというので、目に見える形でというの、子供たちをそこへ連れていくとかありますけれども、そういう意味では国民全体から見ての大きな記録になるんだというふうに私は思つています。こういうところからしっかり公務員、職員の意識を変えていかなくてはいけないということだと私は思つております。

まことに、若林農水大臣といろいろと調整をしていましたが、農林水産省の移管率が高くなつたのかなというふうに推察するわけがありますが、この点はいかがでございましょうか。

○上川委員 私は先ほど、公務員の皆さんのが堂々と記録を残してほしいということを申し上げました、そのことは、国民の共有財産としての公文書、つまり国民がそれにアクセスするということですが、そのことは、国民の共有財産としての公文書、つまり国民がそれにアクセスするということになりますので、そうした面からも大変大事な問題であるということで、そういう意味でも、職員の皆さんの意識向上を前提としてスキルを上げていくということについては、法案成立後、体系的に取り組んでいただきたいというふうに御要請を申し上げたいと存じます。

それでは、次に、法案の幾つかのポイントにつきまして御質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、日本の公文書管理、特に歴史公文書としての移管、廃棄ということについては、他の国と比べても大変見劣りをするということで、よく問題になるわけありますけれども、移管率の現状につきまして、これは省庁別にかなり違いがあるということでありますので、そのことも踏まえ

て、小渕大臣から各大臣に、職員の意識改革についての指導、これの徹底についてお願いしたいと思

ました。

先ほど事務当局から答弁させましたように、進んでいるところは進んでいるのをご存知ますが、いずれにしても、この法律を通すことが職員の大変大きな意識改革になる、そのように私は思つております。これを 통하여いただければ、その後にあります。これを 통하여いただければ、その後に統一的な政令によるルールづくりもあります。さらには、今度は、もちろん内閣府と協議しながらありますけれども、各省庁が文書管理規則といふものをしていく、このあたりでもつてその重要さというのが徐々に浸透していく、そういう意味で新たにこの立法の意義は極めて大きい、そのよう私は思つております。

加えて、平素より余りやつてないと言つたらおかしいですが、おろそかになつてゐる研修などにつきましても、どういうふうにやればその充実が図られるかについてまた検討を重ねてまいりたいと思います。

○上川委員 私は先ほど、公務員の皆さんのが堂々と記録を残してほしいということを申し上げました。私が、そのことは、国民の共有財産としての公文書、つまり国民がそれにアクセスするということですが、そのことは、国民の共有財産としての公文書、つまり国民がそれにアクセスするということになりますので、そうした面からも大変大事な問題であるということで、そういう意味でも、職員の皆さんの意識向上を前提としてスキルを上げていくということについては、法案成立後、体系的に取り組んでいただきたいというふうに御要請を申し上げたいと存じます。

それでは、次に、法案の幾つかのポイントにつきまして御質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、日本の公文書管理、特に歴史公文書としての移管、廃棄ということについては、他の国と比べても大変見劣りをするということで、よく問題になるわけありますけれども、移管率の現状につきまして、これは省庁別にかなり違います。実際には承つておつたわけですが、実際にはうした形で移管率が、若干ではありますけれども、他の省庁と比べては高くなつてゐるというふうに思ひます。

○山崎政府参考人 各府省から国立公文書館に移管される公文書等の移管率でございますけれども、年度によって若干のばらつきがございますけれども、府省全体といたしましてはおおむね〇・七%程度であつたところ、平成二十一年度には一%程度になつたというふうに承知しております。

省庁別の状況につきましては、省庁それぞれに事情が異なるところでございますけれども、例えば農林水産省からの移管数は、平成十九年度に約千二百冊であったところ、平成二十一年度は約四千冊が移管されるなど、移管促進に熱心に取り組んでいたたく事例も出てきているところでございました。

○上川委員 ただいま、〇・七から平成二十一年は一%という御指摘でございまして、その中でも農林水産省の移管率が、例示的ではありますけれども、アップしたということであります。

このアップした理由でございますが、私も大臣就任中に、若林大臣が、農林水産関係の、特に戦後の農地改革の広報資料というものが大変各地域に、地方に残されていて、これを移管したいと決断をなさつたということで、これを受けてもしかしたら移管率が高くなつたのかなというふうに推察するわけありますが、この点はいかがでございましょうか。

○山崎政府参考人 確かに、上川先生が大臣のときに、若林農水大臣といろいろと調整をしていましたが、それが移管率向上の大きなきつかけになつてゐるのではないかと思っております。

○上川委員 ツップの決断というのが大変大事だなということを改めて痛切に感ずるわけであります。そのときは決断をして指示したということになります。そのときは決断をして指示したということになります。

○上川委員 トップの決断というのが大変大事だなということを改めて痛切に感ずるわけであります。そのときは決断をして指示したということになります。

○山崎政府参考人 確かに、上川先生が大臣のときに、若林農水大臣といろいろと調整をしていましたが、それが移管率向上の大きなきつかけになつてゐるのではないかと思っております。

○上川委員 トップの決断というのが大変大事だなということを改めて痛切に感ずるわけであります。そのときは決断をして指示したということになります。

○山崎政府参考人 確かに、上川先生が大臣のときに、若林農水大臣といろいろと調整をしていましたが、それが移管率向上の大きなきつかけになつてゐるのではないかと思っております。

○上川委員 トップの決断というのが大変大事だな

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

序もあるうかといふに思ひまして、そうした移管率のアップがどういう要因で達成されたのか、ここにつきましてはまた細かなフローをしていただきたいというふうに、これはお願ひをさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、そうはいつても、平成二十年の一%といふこの状況は、私は、他の国々の公文書の移管状況あるいは公文書の管理の実態から照らしてみて、必ずしもレベルの高いものではないというふうに思ひわけであります。他の国々の公文書の移管状況につきましても、比較の中でどう考えているのか。またさらに、この法律が制定されて、できるだけ高い比率で移管していただきたいといふふうに思ひわけであります。大体どのくらいのパーセンテージで現用文書から歴史公文書としての移管をすべきと考えるのか、この辺の見通しにつきまして、今の段階の御見解をお願いしたいというふうに思います。

○山崎政府参考人 上川先生御指摘のように、諸外国におきましては、我が國より移管率がかなり高くなつてござります。

問い合わせへの回答によるものでございまして、厳密な統計数字ではございませんけれども、例えば米国におきましては二、三%、カナダも同様でございます。なお、米国につきましては、昨年秋に中山恭子大臣がアメリカのNARAに行かれたときに、ワインシュタイン長官から、はつきり二、三%だという数字を得られております。そのほか、イギリスが五%、ドイツが五から一〇%。それと比べまして、我が国におきましては〇・七あるいは〇・八というのは極めて低い、今は極めて低いというのが現状でございます。

そういうことで、本法案が仮に通つて、適正な文書管理が行われ、適正な移管が行われた場合について、推測することはなかなか難しいわけでござりますけれども、アメリカが二、三%というこ

とでございますので、最終的にはそういう方向になるのではないかなどいうふうに推測をしている

ところでございます。

○上川委員 移管率が高まる理由の一つとして、

先ほど、トップの大きな決断だということもありま

す。

つまり組みとして、レコードスケジュールを導入した

という点に注目をいたしておりますし、これは大

変画期的なものではないか、つまり、移管率を高め、また文書を大切に利活用していくための大変

大きなツールになるのではないかというふうに思つて

ているところであります。

レコードスケジュールについては、各国でその内

容は差があるとはいえ、何らかの形でこうした

取り組みをしている国がほとんどだというふうに

も承つておるわけであります。今回我が国でこ

のレコードスケジュールを導入する意義につきま

して、そして同時にその内容について詳しく述べ

たいといふふうに思ひます。

あわせて、有識者会議におきましては立法府と

司法府の文書の移管についても議論されてきたわ

けでございまして、今回の法案ではこの点につい

てどのような規定をされているのか、そして今後

この立法府、司法府の文書の移管についてはどの

よう検討をしていくつもりなのか、この点につ

いてもあわせて御答弁をお願いしたいと存じます。

○並木大臣政務官 先生の御指摘のように、レ

コードスケジュールといふのは、個々の文書ごと

にライフサイクルをあらかじめ定めるというもの

であります。

これまで、移管、廃棄の判断というのが、保

存期間を満了するときに、短期間に慌ただしく行

われてきたという実態があります。そういう意味

について、推測することはなかなか難しいわけでござりますけれども、アメリカが二、三%とい

うのでございますので、最終的にはそういう方向に

なるのではないかなどいうふうに推測をしている

廃棄の判断を行つていく。そして、その上で、歴

史公文書等に該当するものはすべて国立公文書館

へ移管されるということになつておりますので、

歴史的に重要な文書がこのレコードスケジュール

によつて国立公文書館等へ確実に移管されるとい

うことになると考へております。

私は、今回の仕組みの中で特に注目している取

り組みとして、レコードスケジュールを導入した

という点に注目をいたしておりますし、これは大

変画期的なものではないか、つまり、移管率を高め、また文書を大切に利活用していくための大変

大きなツールになるのではないかというふうに思つて

いるところであります。

私は、今回の仕組みの中で特に注目している取

り組みとして、レコードスケジュールを導入した

という点に注目をいたしておりますし、これは大

でレコードスケジュールが付与されるという趣旨であつて、満了前にあらかじめという、こちらの、移管、廃棄のところに近い時期に決定をされるという趣旨ではない、こういう理解でよろしゅうございます。

○上川委員 上川先生御指摘のとおりでございます。

そうしますと、作成の早い時期にレコードスケジュールが決められるということでありまして、そういう意味では大変安心して、つくつとして保管していくというプロセスが流れに乗る、こういう仕組みになろうかと思います。

ただ、その満了した後に廃棄するのか、あるいは歴史公文書であるのかどうか、この判断を、できるだけマニュアルにのつとつ、一律に、統一的なルールで決めていくべきと私は思いますけれども、仮にこれがなかなか難しい判断だという場合の対応につきましては、ここは専門的な知見が大変大事ではないかというふうに思うわけあります。

この点については新しい法制度の中ではどのような工夫がなされているのか、よろしくお願ひします。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の点は極めて重要な点でございまして、それには公文書管理委員会の専門家が関与する仕組みとなつておりますので、そういう専門家の支援を得ながら、また国立公文書館の専門家もフエーズ、フエーズで専門的な支援を行なっていますので、そういう専門家がいろいろな文書管理段階の段階ごとに関与していく大変大事ではないかという御指摘の点でございます。

○上川委員 各府省の文書管理が進まない原因の一つとして、文書管理が各省に任せられておりまます。また、そのような仕組みで法案を作成した次第でございます。

○上川委員 各府省の文書管理が進まない原因の一つとして、文書管理が各省に任せられておりましてルールがまちまちではないか、こういう御指

摘要がございます。今回の法案で、ルールについてまちまちであることが考えられるというこのことについてどう改善しているのか。

また、コンプライアンスはどう図られるのか。特に、作成すべき文書に関しては、意思決定の結果だけではなく、その意思形成過程についてもきちんと文書が作成されるべきと考えているわけです。

そこで、作成すべき文書の中ではこの点に関してはどのように確保されているのか。御答弁をいただきます。

○山崎政府参考人 確かに、最近問題になつた事例を見ますと、文書管理が各省任せ、あるいは各省によって文書管理の実態がばらばらであるといふような点も明らかになつた次第でございます。

そういう反省を踏まえまして、この法律では、從来各省ばらばらに文書管理規定を定めていたものを、今度は政令で各府省統一的な基準を作成し、その統一的な基準の範囲内、そしてその統一的な

基準にのつとりまして各省庁で文書管理規則を定めるという仕組みにしたところでございます。

それでも、各省庁統一的な運用ができるかといふように心配もあつたものですから、これは普通に各府省の文書管理規則は省令でございますので、その大臣で判断していただくでございますけれども、この法案では、そういう省令を定めた場合、事前に内閣総理大臣に協議して、内閣総理大臣が承認する、そういう仕組みになつております。

○上川委員 コンプライアンス、大変大事なことでも決定されるわけでございますけれども、この有識者会議の趣旨が最大限生かされるようにしていきたいと考えておる次第でございます。

○上川委員 コンプライアンス、大変大事なことでも決定されるわけでございますけれども、この有識者会議の趣旨が最大限生かされるようにしていきたいと考えておる次第でございます。

○上川委員 コンプライアンスについて、意見を聞いた上で勧告をする、これがコンプライアンスの仕組みになつております。

特に、作成すべき文書に関しては、意思決定の結果だけではなく、その意思形成過程についてもきちんと文書が作成されるべきと考えているわけ

いう場合には、公文書管理委員会に諮問して、御意見を聞いた上で勧告をする、これがコンプライアンスの仕組みになつております。

また、文書の作成、これは第四条でございます。けれども、事務事業の実績あるいは意思決定過程をわかるように書くということで、これは有識者会議の報告書をもとにこの法案をつくったわけでございまして、当然、有識者会議の御提言を反映して法律の条文としては有識者会議そのままの言葉とはなつております。しかしながら、有識者会議の報告書をもとにこの法案を踏まえて、ただ法案作成の過程で、

法律の条文としては有識者会議そのままの言葉とはなつております。しかしながら、有識者会議の報告書をもとにこの法案を踏まえて、ただ法案作成の過程で、

書管理の統括課に移すというようなやり方もあるでしょうし、また、同じ法案の国立公文書館法第十一條第一項第二号等におきまして、国立公文書館において中間書庫業務を行うことができる規定を設けているところでございます。

ところが、ふうに思つております。これは要望といふことで、どうめさせたい、だきたいというふうに思ひます。

それでは、有識者、専門家の活用といふところをいさいます。

ささまざまな段階で、外部有識者でありますとか、あるいは国立公文書館の専門家の知見を最大限に生かす仕組みを構築しているところでございます。

された歴史公文書の利用につきましては、本法案におきまして、移管された文書につきまして、国民からの利用請求を請求権というふうに法的に位置づけました。

ただ、こういう、ややちよつとおつかなびく
りのような、義務づけまでは至っていない規定を
置いておりますのは、この中間書庫を仮に設ける
となりますとかなり経費がかかる話でございまし
て、内閣府といいたしまして、おとしぐらいから
このパイロット事業を始めたところでございます
ので、そこは引き続き検討すべき点もあるという
ことを踏まえまして、こういう条文になつてある
次第でございます。

先ほど、レコードスケジュールのところの質問の中でも触れたところでございますが、やはり、重要な文書の移管や、あるいはまた廃棄というような重要な局面においては、専門的、技術的な助言をしっかりと仕組みの中に入れて、そして、その徹底した保存が行われることができるようになります。

先ほどでは、現用段階から、文書管理のライフ

とで、再度御質問をさせていただいたわけであります
が、現場の判断に任せないということ、そし
て、専門的な立場での知見を最大限活用し、適切
に文書が移管されるとのこと、この仕組みを、
先ほどのお話をもありましたとおり、作成のなる
べく早い段階からしっかりと道筋をつけてい
くということだというふうに思っております。ぜひ
こここの点については、制度の実際の運用とい
うところに至るすべての過程の中で透明性の高い形

示に不服がある場合には不服申し立てができるということです。これによりまして、標準処理期間の設定等の行政手続法の関係規定が適用されますとともに、特定歴史公文書等の利用制限に対しまして、利用者が行政不服審査法に基づく不服申し立て、あるいは行政事件訴訟法に基づく取り消し訴訟を行うことができるようになることが明確になりますし、利用に関する手続的保障が段階に整備されるということになります。

さらに、昨年十一月の関係府省連絡会議において、作成又は取得から一定期間が経過した行政文書ファイルについて、文書管理担当課による集中管理の実施について検討する。」ということを申し合わせておりまして、引き続き研究あるいは推進を図っていきたいというふうに考えていて次第でございます。

サイクルの全般を通じて、いろいろな形の専門的知見を生かすことができるような仕組みを入れてはいるのですが、もう一度この点に関して、どのような改善を図っているのか、この点について御答弁をお願いいたします。

次に、利用の促進ということでの質問をさせていただきたいというふうに思います。
先ほど小淵大臣の中でも、公文書の意義というところでも御説明がございましたけれども、現在になるよう、このフォローにつきましてはよろしくお願いしたいというふうに思つておるところであります。

あわせまして、国立公文書館所蔵の文書のインターネット利用を可能といたしますデジタルアーカイブ化など、特定歴史公文書等のさらなる利用の促進、これは第二十三条でございますけれども、規定もございますので、このデジタルアーカイブ化の促進につきましても一層努めてまいりました。

○上川委員 今持つて回ったような文言になっているということでありまして、まさに持つて回ったような文言になつてゐるということであります。

要は統一基準の政令でござりますけれども、政令を制定しようとしても、あるいは各省庁に対する勧告、あるいは特定歴史公文書等の廃棄の同意をしようとするときなど、適切な公文書管理の実現

及び将来の国民への説明責任を果たす、こういう文言をおつしやったというふうに思います。現用、非現用を問わず、文書のライフサイクルを通じた利用を確保する、そして、その利用を促進す

○上川委員 文書のライフサイクルを通じた利用の促進ということについては、シームレスに利用ができるようになりますので、情報が公開法との絡みも含めて、でき得る限り、この公

先ほど人事院の事例というのは、私が一番先にちょっと申し上げた、やはり好モデルをできるだけ目標にしながら、それに合わせて、どうしたらそうした方向に持っていくことができるのかという物の考え方で引っ張っていただきたい、こう思つておりますし、それで、あえて人事院の事例を申し上げたところであります。

のための重要な場面に、外部有識者から構成されます公文書管理委員会への諮問を義務づけているところでございます。また、国立公文書館等の長が特定歴史公文書等の利用に関する異議申立てを受けたときも、公文書管理委員会への諮問を義務づけております。

加えまして、国立公文書館が各省庁に対しまし

るための施策を講じることは大変重要であるといふうに思うところであります。

この公文書の利用促進に関しての方策につきまして、御答弁をお願いいたします。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

利用の促進につきましては、上川先生が大臣のとき以来一番強調されていた点でございます。

外部の機関におきましても、また地方の公文書の中でも、一定期間を経たものについては原則集中管理をするというところもありますので、ぜひ、こうした制度、またバイロット事業も十分に踏まえた上で、こうした集中管理が最終的には中間書庫制度という形に発展することができるよう検討及び取り組みを早急にしていただきたい

て、文書管理状況の実地調査、あるいは日常的な文書管理に関する助言を行うことができるという仕組みにするなど、文書管理の現場で専門的なサポートが行える仕組みも整えたところでございま
す。

思つてはいるところであります。この点につきましては、またこの委員会での議論もしていただけたうといふうに思うところであります。

それから、この一連のルールが、制度ができましたと、それで移管がうまくいくかななどということにつきましては、私は、いかにも、国立公文書館も含めて、施設、体制ともに大変貧弱であるという

ことから考へると、理想を掲げても、なかなかその実態が伴わないのではないかということを大変懸念いたしているものでございます。

よく言われることであります。同じ並びで、例えばアメリカの公文書を扱っているNARAの事例でいきますと二千五百人の職員数を擁している。イギリスでも五百八十人、最近、韓国でも三百人規模ということでありまして、それに比較して、日本の四十二人というこの数字は、いかにも何もないということのあらわれではないかと思うぐらい貧弱でございます。

この公文書管理の体制を強化していくためにも、こうした機能の強化、また組織の抜本的拡充ということが大変大事ではないかと思いますし、そのための予算は、やはり国家事業として進めるということでありますので、しっかりと千年、二千年に恥じないものをつくっていく、そうした覚悟で臨むべきというふうにも考へるところであります。

今後の取り組みの基本的な考え方につきまして、副大臣から答弁をお願いいたします。

○増原副大臣 御答弁申し上げます。

上川委員も、総務省の政務官、私の後、やられましたよね。あのときにやりましたように、行政改革ということで、毎年定員削減をしていく、要るところにつけていくというのをやってきておりますね。小さな政府を目指してといふのであります。今のような状況だと、極めて難しいことだと思います。消費者庁の設置法案、今参議院でやつておりますが、ここでもやはり同じような壁にぶつかっておりまして、これをどういうふうに突破していくかということだろうと思ひます。

日本は議会制民主主義ですから、アメリカのように大統領府の形ではないと思ひますが、それでも、イギリスと比較しても、かなりシャビーであることは間違いないと思います。午前中、本当に司令塔として大丈夫か、こういふうなお話を出ました。まことに私はお寒い限りであるというふうに思つております。定員ある

いは予算の面においてもつとしつかりしたものを持つていかないと、この法律で目的に書かれてあることが達成できないと思います。そういう意味で、しっかりと頑張つてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから施設面でありますと、二十一年度の当初予算におきまして調査検討費をつけていただきております。これでもつてやつていくのであります。ですが、いずれこれも、施設、これでいいのかどう議論は当然出てまいります。そのときに、将来を見据えた形のことをしつかり頭に据えて、この調査検討費の中では、将来設計を施設についても、やはりきちんとといかないと、今のシャビーなままの部分を前提にした部分はよろしくないと思つておりますので、頑張つてまいりますので、ぜひ先生方の御支援もよろしくお願ひいたします。

○上川委員 今回の法案は、もちろん国家機関といふことにまず絞られるわけですが、当然、地方の公文書館の建設促進も含めての動きや、また同時に、こうした専門家の皆さんにつきましてはまだまだ日本の中では育つ環境がない、そういう意味での教育という面でも大変大きな課題を持つつているわけであります。

そういう意味では、全体体系の中で、この施設あるいは人材養成、こういうことも含めて、一連の体系の中を取り組んでいかなければいけないと、いう意味では、まだまだ、これから国家事業として取り組むというスタートをこの法案は切るわけありますが、そのことの実現に向けての取り組みには段階を経ながら、十全にその整備がなされるよう努めをしていかなければいけないといふことでございます。

そのことを含めまして、国家事業として進めるんだけれど、こういう御決意もあわせまして、小渕大臣に、この法案への思いも改めて触れていただきながら御決意をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○小渕国務大臣 この法案によりまして公文書管

理の枠組みが整備されます。しかし、枠組みだけではだめでありますので、この枠組みのもとで積極的な取り組みを進めまして、抜本的にこの国の公文書管理のあり方というものを改善していくたいと考えております。

上川委員におかれましては、これまでいろいろ形で御指導、御協力いただきましたが、どう引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○上川委員 時間でございますので、最後に一言だけ。

この公文書のあり方、これは将来の我が国骨となる、大変大事な民主主義の基盤であることを考えますと、やはり立法府、各政党ございましてこの法案を通して、こういう意思を明確にしながら、ぜひそうした結論が出るよう努力をしていきたいというふうに思ひます。また、その点につきましても、その意思を踏まえて、政府の方でもしつかりとした取り組みをしていただきたいということを再度お願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十九日金曜日午前九時三十分、参考人の出席を求め、意見を聴取するごととし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、

次回は、来る二十九日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三分散会

第一類第一号 内閣委員会議録第十二号 平成二十一年五月二十七日

平成二十一年六月五日印刷

平成二十一年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局